

第47回 佐用町議会(定例)会議録 (第3日)

平成23年12月13日(火曜日)

出席議員 (18名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	岡 本 義 次	4番	敏 森 正 勝
	5番	金 谷 英 志	6番	松 尾 文 雄
	7番	井 上 洋 文	8番	笹 田 鈴 香
	9番	高 木 照 雄	10番	山 本 幹 雄
	11番	大 下 吉 三 郎	12番	岡 本 安 夫
	13番	石 黒 永 剛	14番	山 田 弘 治
	15番	西 岡 正	16番	鍋 島 裕 文
	17番	平 岡 き ぬ 糸	18番	矢 内 作 夫
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席	議会事務局長	大久保 八 郎	書 記	尾 崎 基 彦
職員職氏名	書 記	高 橋 真 弓		
説明のため出席 した者の職氏名 (20名)	町 長	庵 迢 典 章	副 町 長	高 見 俊 男
	教 育 長	勝 山 剛	総 務 課 長	坪 内 頼 男
	企画防災課長	平 井 隆 樹	税 務 課 長	橋 本 公 六
	住 民 課 長	谷 口 行 雄	健康福祉課長	野 村 正 明
	農林振興課長	茅 原 武	商工観光課長	前 澤 敏 美
	建 設 課 長	上 野 耕 作	上下水道課長	小 林 裕 和
	生涯学習課長	保 井 正 文		
	上月支所長	岩 本 弘 美	南光支所長	上 谷 和 之
	三日月支所長	廣 瀬 秋 好	会 計 課 長	長 尾 富 夫
	消 防 長	敏 蔭 将 弘	教 育 課 長	坂 本 博 美
	天文台公園参事	安 本 泰 二		
欠 席 者 (1名)	天文台公園長	黒 田 武 彦		
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

日程第 1 . 一般質問

午前 10 時 01 分 開議

議長（矢内作夫君） それでは、おはようございます。

昨日に引き続き早朝よりお揃いでご出席を賜りまして、誠にご苦勞様でございます。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、本日、3名の傍聴申し込みがあります。傍聴者におかれましては、傍聴中守らなければならない事項を遵守していただきますようお願いをいたします。

ここで、黒田西はりま天文台公園長から県立大学の講義のためということで、欠席届が出ております。代理に安本参事の出席を、それで認めておりますので報告をしておきます直ちに日程に入ります。

日程第 1 . 一般質問

議長（矢内作夫君） 日程第 1 は、昨日に引き続き一般質問及び答弁を行います。通告に基づき順次議長より指名をいたします。

まず初めに 1 番、石堂 基君。

〔 1 番 石堂 基君 登壇 〕

1 番（石堂 基君） おはようございます。1 番議席の石堂です。

私は、今回、前回 9 月の定例会における一般質問に引き続き、小学校・中学校・保育園規模適正化推進計画について質問を行います。

小中学校・保育園規模適正化計画の推進に関しては、地域懇談会設立に向けた説明会が順次開催され、12 月には各地区ごとの懇談会が設立されようとしています。しかしながら、適正化の必要性については、まだまだ十分な認識がされているとは考えられません。

そこで次の項目について伺います。

1 つ目、平成 10 年度以降、本町での複式学級の設置状況はどのようでしたか。

2 点目、町教育振興基本計画策定にあたり、これまでの複式学級運営状況をどのように把握し分析していますか。

その内容として、1 つ目、教育効果の観点。

そして 2 つ目、保護者ニーズの観点から。

3 つ目、学校運営の観点から。

以上、3 つの点にまとめて回答をお願いします。

3 点目、国が示す教育振興基本計画及びひょうご教育創造プランと、本町適正化計画の関連について説明をお願いします。

以上、この場での質問とします。

議長（矢内作夫君） はい、教育長、答弁願います。

〔 教育長 勝山 剛君 登壇 〕

教育長（勝山 剛君） おはようございます。

それでは、石堂議員からのご質問にお答えさせていただきます。

1つ目の、平成10年度以降、本町の複式学級の設置状況についてのご質問ですが、幕山小学校では平成17年度から複式学級を設置しております。18年度からは2学級が設置されています。江川小学校、中安小学校では、平成21年度より設置しております。中安小学校は本年、23年度より2学級となっております。他の学校におきましては、複式学級はありませんが、転出や特別支援学級の入級などで児童数が減となる場合、複式になる可能性が高い学校があります。

次に、町教育振興基本計画策定にあたり、これまでの複式学級運営状況をどのように把握し分析したかについてのご質問でございますが、まず、教育効果の観点から申しますと、適正化に関する作業部会の報告書の提示や説明会でも述べさせていただきましたけれども、長所、短所それぞれでございます。一概に全て悪いということは言い切れませんが、先生方の努力によってその課題を補ってきている面もございます。複式学級は、1つの教室で1人の教諭によって、2学年の児童と一緒に授業を受けさせるのが原則でございます。教科は同じでも違う内容を教える場合は、教員が一方の学年を指導している時、他方の学年は自学自習をすることになります。また、教材を工夫して同じ内容を教える場合は、学習経験や生活経験からくる個人差に加え、学年差が出てまいります。同学年の多様な考えに触れることは、なかなかできません。これらを少しでも解消できるように教育委員会は、定数の教員だけでなく、県に要望して加配教員を配置しております。しかし、教員が努力しても解消できないのが児童に係る環境であると考えております。

次に、保護者ニーズの観点からでございますが、保護者対象のアンケートでは、積極的に推進すべき。やむを得ないという意見が71.9パーセントでございました。これは、小規模校になるほどその傾向は強くなってきております。また、夏に行った保護者対象の意見交換会でもこの傾向が強かったと認識しております。

次に、学校運営の観点からでございますが、現在複式学級がある学校に配置している加配教員が、今後、いつまでも配置できるという保証がございません。配置できなければ現状の教育を維持することは、非常に難しいと考えております。

また、教員の数が少ないため、1人が受け持つ事務分掌や出張等も増えて参ります。また、教員が出張等で自習になる時に、他の教員がその学級に配置することが難しくなり、子どもたちだけで自習しなければならない状況も出てまいる可能性もございます。

さらに、1人の子どもをみる教員の数が減り、児童を多面的に見ていくことも難しくなります。

これらのことから、学校の規模が小さくなれば、学校運営上において、課題が多く出てまいることが予測されます。

次に、国が示す教育振興基本計画及びひょうご教育創造プランと町の適正化計画の関連についてのご質問でございますが、国の教育振興基本計画では、第4章で、施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な事項として、地方公共団体に期待される役割が明記される中、具体的な方針として新教育基本法第17条第2項により、地方公共団体においても、国・県の教育振興基本計画を参酌しながら、その実情に応じて、教育振興のための施策に関する基本的な計画の策定に努める旨の規定が盛り込まれているところでございます。

これを受けまして、兵庫県では、ひょうご教育創造プランが策定され、佐用町も県の教育基本計画を参酌しながら、平成22年度に佐用町教育振興基本計画を策定したところでございます。

お尋ねの、小中学校・保育園規模適正化推進計画（案）につきましては、この基本計画

の重点目標としている、社会の変化に対応する学校・園をつくるための具体的な取り組みとして、学校・園の規模適正化計画（案）を策定し、その推進を図ることが示されたものでございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

この場からの答弁とさせていただきます。

〔石堂君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、再質問、石堂君。

1番（石堂 基君） それでは、ちょっと私の通告書のまあ、前文に関することも含めて、再質問と言いますか、させていただきます。

まずあの、今現在、進められている懇談会の設立に向けた準備ですね。懇談会を、設立のための説明会が開催をされ、12月に懇談会が設立をされようとしています。まあ、その具体的な、初回の懇談会の日程通知なんかも、推薦といいますか、各地区から出て来た委員に対して通知が出ているところですが、その中で、その事務的な混乱を防ぐという観点から、少し内容をお伺いしたいんですけども、今現在、その懇談会の、各地区から選出されている懇談会のメンバーに出ている通知に、懇談会と第1回目の調整会議ですね、を、同時開催するという旨で出ていると思うんです。

で、あの、これについて若干、その参加を予定されている委員の方から混乱が、僕は出ていると思うんです。

と言いますのも、懇談会説明会、並びに、それ以前の説明資料の中に、調整会議については、懇談会の中で、適正化に向けての合意形勢が取られた地区から調整会議をという説明資料が出ていると思うんです。首を傾げられるようであれば、ちょっと資料は、後ほど、また、探しますけども、まあ、そういうふうな説明をしながら、各地区の懇談会に出てくるのは、概ね20人から30人のメンバー。大半の方が、当然、これまでの説明会にも参加されていると言いながら、1回もしくは2回の説明しか聞いていない。そうした中で、懇談会は、まあ、地元だけで、今後、適正化に向けて、どういうふうな話し合いを進めていくのかということ、まず寄って話しできるんやろうなと思うておったら、まず一番最初に、大枠の調整会議。まあ具体的に言えば、上月であれば、幕山と上月の懇談会のメンバーが寄って初回の会議を持つ。

で、そのことに対して、ちょっと若干抵抗があるというか、行っても何を話しするんかと。上月の委員と。で、また、これ、当局の、今後の進め方の説明だけなんかと。それやったら別に、その機会を幕山でもって、まあ、今後、懇談会が進んだ上で、調整会議を持ちますというような進め方をしたらいいんじゃないかというふうに思われている方も多くあります。

で、要は、本当に具体的な説明というのを、これまでも聞いていない中で、懇談会の委員に、まあ、義務的参加、責任的参加で、委員として出なければいけないにも係わらず、初発から大きな大枠の中で、調整会議と言われてもというふうな抵抗感を持っていらっしゃる方が、結構ありますね。まず、そのあたりの、その進め方について、僕は、ちょっと想定していたんと、若干違うかなと思うんで、それについて、説明お願いします。

〔教育課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君） すいません。失礼します。

あの、調整会議という名前を使っておりますけども、これは、校区で立ち上げる懇談会と中身は一緒なんですけども、ただ、説明したように、懇談会は、早急に協議をしていくところに、オープン段階立ち上げて、次年度以降ですね、懇談会の設置が遅れているところを、調整会議の委員ということにしていますけれども、第1回目やった一番の目的はですね、全校区が、いっぺんに、同時にスタートするということで、全部の説明を、今後の懇談会、委員会の進め方をですね、全体の進め方を旧町単位にご説明したいということで、懇談会を設置されるところ、調整会議の委員会で設置されるところ、同じメンバーです。その方々に、旧町単位で寄っていただきまして、これから、それぞれの校区で、こういう話を、懇談会であれば、基本的にこういう形で協議して進めますよという説明を、旧町単位で同時にさしてもらったということで、1回目は、その第1回の懇談会も、第1回目の委員会も兼ねてですね、旧町単位で、ご説明申し上げたということでございます。

〔石堂君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、石堂君。

1番（石堂 基君） ということであれば、その具体から言えば、上月であれば、幕山と上月ですね。久崎は別ですね。これでもって調整会議をするということですよ。

じゃあ、その調整会議と、今度、協議会というのの関連性ですね。これ、協議会も同じように、幕山と上月で、後に作られるわけですよ。何か、組織ばかりができていくというんか、その度に、同じことの繰り返しの説明を聞く委員なり関係者ですね。これからすると、やっぱり混乱があって、せっかく11月中に懇談会を設立のための説明会を行っているんだしたら、まず、その校区ごとに懇談会を、ちゃんとメンバー決めて、その中で役割分担、いわゆる、その役員ですね、を決めた後に、これは、その調整会議なり、後々の協議会というふうな進め方をしていく方が、僕は、混乱を招かなくていいんじゃないかなと思うし、今度、同じ、今、想定されている流れの中で、調整会議もっても、更に参加される委員の方からすれば、同じ説明を聞いて、今後、こういう進め方をしますというのを、何も、調整会議持つ意味が、全くないような気がするんですけども、そのあたりいかがですか。

〔教育課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君） あの、名前がですね、懇談会と調整会議の委員ということで、ちょっと、そこは確かに、混乱する可能性はあると思うんですけども、だから、これからずっと、それぞれの校区で、懇談会であれば、その役員さん決めていきます。その中で十分、その、組織の進め方、会議の進め方は説明して行きたいと思うんですけども、まず、第1回目で全町、全校区ですね、これからこういうことを、それぞれの校区で取り組みますよという説明を、まず一番最初の目的は、そこでもございました。

それで、一ぺん目やってって、ただし、これから、懇談会を設置する所と、調整会議の委員さんで協議する内容というのは、それぞれの所で説明しますけども、旧町単位、それから町域ですね、調整すること。例えば、スクールバスの配置基準とかね、そういうところについては、今後、調整会議。旧町単位の調整会議や、町全体の連絡会議というのが

あるんですけれども、そこで、そういう大枠の、基準的な話も持っていくという話と、それから、個々の校区ごとの懇談会は、個々の、こういう問題がありますよという説明を、2回目以降ですね、それぞれの校区で分けて説明していきたいと思います。

〔石堂君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、石堂君。

1番（石堂 基君） まあ、具体的な進め方、イメージは分かるんですけども、各説明会でまあ、各説明会と言いながら、私は、地元の説明会しか出ていませんので、その中で言われてたんが、少しその、時間的に性急な感じがしないかと。もう少し時間をゆっくり置いて、地元の話を尊重した上で、進めてくれという意見が、これ多かったと思うんですね。

それからすると、例えばその、今、調整会議で必要なことは全町的なことですよ。そういうようなんが必要が出た時に、その会議を持たなければいけないのではというのは分かるんですけども、いわゆる、その協議会と調整会議と懇談会、3つのものを作って、それをこう、うまくかみ合わせてというイメージは分かるんですけども、実際、現場は、そういうふうには、多分、進まないと思うんですよ。

だから今、軸足と置くならば、各地区の懇談会を、やっぱ中心に置いて、そこでの議論を大切に吸い上げた上で、段階的に調整会議、あるいは協議会というふうに進めていくんですが、僕は、自然だと思えます。

それを、時間を切って、調整会議を、例えば、今のスケジュールで言えば、月に1回程度持ちますよ。ただ、何ら、地元の議論が進まない中で、また、次の調整会議持って、上月の人と、他の校区の人と寄って、何を話しするんやという。これは、現実、そういうふうになってくると思うんですわ。

だから、そういうふうなことで、急がされるよりも、多分、懇談会自身が、今現在でいけば、月1ぐらいのペースで考えておられると思います。合わせて、調整会議も同じように、スケジュール的には、月1で予定されようとしていますよね。それでは、だいたい、委員さんにしたって、それを専門にしているわけじゃないですから、やはり、それを地元を持って帰って、あるいは関係団体に持って帰って、地元の中の話というのは、じっくり熟考しながら懇談会に臨みたいという意向を持たれているんです。

だから、ちょっと、その調整会議にウエイトを置くというよりも、まあ、一番最初のスタートで、と言うのは分かります。ただ、今後の進め方としてね、調整会議を月1持って行くとかというのは、僕は、あまり時間的いうんか、その、スケジュール的に制約されない方がいいと思うんですが、そのあたりいかがですか。

〔教育長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 石堂議員がおっしゃいますようにですね、また、私どもが、今まで皆さんにご説明してきたとおり、懇談会というのが、合意形成を図っていただく、また、地域の方々が、まあ、委員でありますけれども、いろんな団体、また、自治会長さん等々おられます。どうしても突っ込んだ話がたくさん出て来ようかと思えます。そういう点で、今、ご指摘がありましたように、懇談会を重視しているということについては、変わりありませんので、その点、ご理解賜りたいと思います。

で、先ほど、課長が申しましたように、この度、調整会議という形ですね、させていただいておりますのは、佐用町の、いろんな校区がございまして、例えば、1校区に、そういう、いろんな話がですね、なかなか入って来ないというようなことも感じます。どこかの所だけ、今、ごつつう話ししようやないとか。うちら、どがいなるんやろうと。そういう心配もですね、地域の中から、今まで、説明会とか意見交換会の中で、出てまいりました。一部、そういう形で調整会議を、今回、持っておりますけれども、佐用は、1つと。そういう意味ですね、こういう話を、議論を、今からしていきますよと。そういうことを、できるだけ多くの方々に知ってほしいと。理解して欲しいと。そういう思いでしておりますので、繰り返しになりますけれども、懇談会、これが本当のベースでありますので、その点につきましては、ご理解賜りたいと思います。

以上です。

〔石堂君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、石堂君。

1番（石堂 基君） それでは、具体的な項目で、再質問を続けさせていただきます。

まず1番、平成10年度以降の本町での複式学級の設置状況ということで、回答がありました。

平成17年、幕山小学校。それから18年、そして21年、23年という報告があったと思うんです。

で、関連をしてなんですけれども、まず、伺いたいことが1点。2番目の中で、今回のその、まあこれ、前回の9月の時にも、僕、少し触れたかなと思うんですけれども、この非常に重要な振興基本計画策定に当たって、その複式学級の解消を、最重点とした、この適正化計画が計上されていると。で、その中で、過去の複式学級の設置状況の分析ですね、まあ、このあたりが全くできていないんじゃないかというふうに思うんです。

で、まあ、今、回答いただいたように、平成17年。古くは、昭和の53年から、旧の佐用町において、石井、長谷、あのあたりからずっと、だいたいこう、3つぐらいかな。平成6年まで。違いますか。

〔町長「いや、そうです」と呼ぶ〕

1番（石堂 基君） 多分、あつてるとおもうんですけれども、昭和の50、若干、この頭は違うかも分からんのですけれども、以降、3学級ぐらいずっと複式学級があったと思うんです。まあまあ、そういう年代的に、もう20年前、30年前の話になれば、設置の状況とか、あるいはその、今さら、そこの児童、保護者にどういうふうな意識だったか、あるいは、どういうふうな成果だったかというの確認するんは、難しいかなと思うんですけれども、少なくとも平成17年と言えば、まあまあ、まだ、その実際に複式学級を体験した子ども。あるいは、そこに子どもを送り出していった保護者。そのあたりの意見とか、評価とかというものは、僕は、十分に把握できる範囲だと思うんです。

だから、当然、そのあたりの声というものが、どこかの段階で拾われているだろうなというふうに思うんですけれども、今、お伺いしたところ、作業部会の中での分析だけ。まあ、この作業部会というのが、僕は、結局その、行政内部、教育委員会内部の中での分析だけだろうと思うんですけれども、実際に重要なのは、本当に、その複式学級を経験した児童、あるいは、その保護者、そのあたりの内容だと思うんですね。

で、今からでも、僕は、遅くないと思うんです。この策定に当たって、作業部会が作業している中で、いわゆる長所、短所あるというふうに、教育長、先ほど言われました。その項目についてだけでも、この17年以降設置されている複式学級の経験者。このあたりの保護者、地域の方に、僕、アンケートなり調査を行う必要があるんじゃないかと。本当に作業部会が考えている長所や短所というのを、どのように、その経験された方が受け取られるか。実態的に、そういうふうに思われているのか。その思いが、どれぐらいの比率なのか。これは、僕、やってみる価値は、十分にあると思うんですけども、まず、それについて、1点、お答えをいただきたいのと。

それと、もう1点、この策定に当たって、保護者ニーズの観点からということで、まあ、全体の7割強の方が、やむを得ないというふうに、そういうふうなアンケート調査を実施していると言われましたけれども、これは、アンケート調査を実施したんは、去年の末から本年にかけてでしょう。で、この策定委員会の方で計画が練られたんは、去年の6月からですから、どちらかと言えば、この、今、答えられたアンケート調査というのは、後に出てきている内容ですから、僕は、その保護者ニーズの観点の把握というのが、若干ずれがあんじゃないかなと思うんですけども、その2点について、教育長、お願いします

〔教育長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 複式学級のまあ、長所と短所。今までも、いろんな形で、いろんな場が出てきました。メリット、デメリットという言葉の中でですね。

先ほど、答弁しましたように、どちらもあるんです。あるんです。あるんですけれども、子ども達が、究極ですね、子ども達の考えとか、思いとか、そういうものが、多くの集団の中で、もまれていく、議論されていく、そういう環境を作ろうと。今の現状では、もっとももっと伸びる、子ども達が伸びていく可能性があるのではないかと。その環境は、何なのか。そういうことで、今、この適正化を進めているということでございます。

で、アンケートの有無のことですけれども、これについては、いろんな捉え方があります。子ども達の教育環境という1点で、アンケート結果が出てくるのか。そうじゃなしに、いろんな思いの中で、結果が出てくるのか。その結果によっては、今後、非常に難しい判断をしていかなければならないこともあるように、私は、感じております。

人間ですので、やっぱりまあ、例えば、私も子どもの親ですから、自分の気持ちを思う時に、自分の子ども1点に考えるか、いやまあ、地域の子どものとして考えていくのか。そういう点でも、非常に違った結果が見えてくるのではないかと。そういうことを思っております。

以上です。

〔石堂君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、石堂君。

1番（石堂 基君） いやいや、それは当然のことながら、そのアンケートを記入される方の思いというのを、なかなか全部が全部、統一された形で出てこないと思うんですけども、それから言えば、その、今回の、意識調査やられてますよね。これも同じことが言えるわけで、僕が言ってるのは、その、別に、是が非でもしろというんじゃないし、本当

に、この計画というんが、適正化を推進するんに当たって、皆さんが考えている、その長所、短所というのが、本当に、この地域に合ってるか。合ってるというんか、その、地域の中で、生まれているものなのかどうか。一般論として言われているのは、分かるけれども、本当に、実態的に複式学級を経験された子どもなり親が、そういうふうに感じているのかと。それは確認する必要があるでしょというふうに言っているんですわ。

で、内容から言えば、そんなに大きく難しいことじゃないわけですよ。幕山、中安、江川、この3校区に限って、学年ももう、まあ、選別というような言葉悪いですけども、ピックアップ直ぐできるわけですから、そこで無作為でもいいですよん。全員じゃなかったも。

で、今、あなた方が考えられているメリット、デメリットについて、こういうふうなことが、複式学級の場合考えられますと。これについて、どう思われますかと。で、実際に、その6年間なり、あるいは何年間、複式学級で小学校教育を過ごされた中で、やっぱこれについては、問題だと思いませんかというような実態調査は、これは十分にやらなければいけないんじゃないかと、僕は、思うんです。で、単に、やっぱり地域の中で、学校の統廃合ということを話題にしたとしても、やはり僕はこれ、校区でも若干違うと思うんですよ。

僕は、他の校区のことを十分に承知してないですから分からないんですけども、やっぱり、その地域の属性と言いますか、これまでの過去の経過なんかも含めて、その統廃合に対する思いとか、あるいは複式学級、あるいは、少人数の子ども達を地域でどう見ているかというのは、若干違うと思うんですよ。そうしたことも含めて、やはりこれだけ、大きな計画を推進していく中で、過去に、そういう事例があるわけですから、その実態調査というのは、僕は、やるべきだというふうに思います。

それと、もう1点、先ほど、再答弁になってなかったんですけども、1回目の答弁で、教育長がお答えになった、保護者ニーズの観点からということで、まあ、全体の7割ぐらいの方が、適正化については、やむを得ないというふうに言われているので、それをまあ、この基本計画に反映させたというふうに言われましたけれども、僕が言ったのは、このアンケート調査自身は、今年度の初めに取られているやつですからね。当然、教育委員会の方が、委員さんをお願いをして、基本計画を策定し始めたのは、昨年6月からですから、それでは、答えになってないわけですよ。こっちの方が後なんですから。

だから、その教育委員会が招集した策定委員の中の議論としてね、どういうふうな保護者ニーズの観点から、この適正化を進めなければいけないという議論になったのか。それについて、お答え下さい。

〔教育課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君） 言われているように、そのアンケート調査の内容は、具体的に、今の現状から報告しているものであって、策定中のことではございません。

で、策定中につきましては、委員さん、当然、20名の委員さんおられて、元教職員、それから現役の校長、教頭。それから自治会、それから、いろんな、民生委員さんとか、そのメンバーの中で、策定委員会を作っていったわけですけども、その中でですね、まず、最初は、章立てで、基本目標とか理念とか重点項目、協議していったわけですけども、その1つに、今、重点目標に挙がっている学校の適正化の分につきましてはですね、当初は、そういう、より良い教育環境づくりという言葉で、重点目標に設定していたんですけども、そこで、途中、第3回、4回目。まあ、7回やっているんですけども、3回目ぐら

いからですね、この、そういう重点目標の設定の仕方よりも、緊急課題として、今、直面している佐用町の児童数から見てみると、もの凄い重要なことなんで、項目の中にですね、重点項目に、5番にして、緊急課題で取り上げていくような協議をしたらどうですかという提案をされました。

その中で、いよいよ適正化に向けてという協議、タイトルを付けたのは、これからの学校に考える、学校を考えて行く中の1つの重点目標として、一番大きなタイトルに挙げていく必要があれへんかということで、委員さんの中から提案がございました。

そういう委員、数名の委員さんからですね、今のこの現状を見ていく中で、佐用町の基本目標の中に、十分それを織り込んでくださいねということがありましたので、そういう形で、計画の中には、提示させていただいております。

だから、アンケートの中というのは、確かに結果論でございましたけども、よりも、委員さんの中で、そういう協議が出てきたというふうに理解していただきたいと思います。

〔石堂君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、石堂君。

1番（石堂 基君） ちょっと質問が長くなって、誤解をされているのかも分かりませんが、僕はこの、通告書の中の2番の 番で伺っているんですね。

だから、基本計画策定に当たって、これまでの複式学級の運営状況を、どのように分析、把握したのかと。その分析、把握した内容の中で、保護者ニーズの観点からどうだったんですかって聞いているんで。ちょっと、今の答えになってないですね。いつの段階で、その適正化が出てきたかって答えられても、それはちょっと、私、知るよしもないし、あまり僕が質問したこととは、観点があってないので、この策定に当たって、どのように、これまでの複式学級の運営状況を分析したのかと。で、したのであれば、その中で、保護者ニーズの観点はどのように把握しているのかと。

具体的には、例えば、アンケート取りましたとか、公募での委員さんが、こういうふうに述べられましたとか、そういうふうなことを伺っているんです。それについて、お答え下さい。

〔教育課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君） 委員さんの中にはですね、3名の公募による委員さんがおられました。で、その具体的な名前は言えませんが、その公募による委員さんの、実際に複式学級を体験された委員さんの中から、そういうことで、今、現状を見て見ると、とっても心配なので、そういう緊急課題として取り上げていく、協議していただだけませんかということでございましたので、その方だけの意見で動いたわけじゃないんですけれども、今、現に複式学級がある学校の保護者の方というのは、そういうこと、相当意識されているという判断は、そこでもさせていただきました。

〔石堂君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、石堂君。

1 番（石堂 基君） ということになれば、やはりね、この計画の策定に当たって、そうした、実際に体験された保護者の方であるとか、現に体験されている保護者の方の委員さんから出た意見を参酌して、こういうふうな計画樹立に当たっていると。その裏付けとして、これまでの経験された保護者なり児童の実態調査、実態把握をするというのは、これは、全く的外れていないし、むしろやるべきだと思うんですよね。より、適正化を順調に進めていくためにも、やっぱり、今現在説明している長所、短所というよりも、実際に、これまで経験された方の意見なりの分析を十分に行った上で、それを住民全体に知らしめていくということが大事だと思うんですよ。

だから、今の段階では、どうも予定されていないですし、もう既に計画ができているというものの、やはり住民に、いろんな情報を公開して協力を得ていくという観点から言えば、こうした実態調査というのは、僕は不可欠だと思うんですけども、教育長いかがですか。

議長（矢内作夫君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 先ほど来言っておりますように、今後、懇談会設置をしていただきまして、それぞれの保護者、または、保育園の保護者会、そういう団体もごございますし、地域の方々、いろんな形です、学校へ足を運んでいただいて、オープンスクールとかいろんな形です、学校の実態を見ていただいておると、私は、そのように認識しておりますし、そういう中で、懇談会の中で、いろんな議論をしていただきたいと、そのように思っております。

それから、この適正化計画を策定する以前にですね、町内のある学校では、そういう複式学級についてですね、いろんな議論をされたやに聞いておりますし、その中身につきましても、ある程度、私の方には、報告していただいております。

そういうことも含めてですね、教育委員会としては、判断基準と言いますか、そういうことをして参りました。

で、また、町外のいろんな市町が適正化に向けて、今、議論されておりますけれども、まあ、先ほど来言っておりますように、子ども達の幅広い、また、将来ある子ども達が、いろんな形です、創造性豊かな、自主的な、そういう子どもを求めてですね、複式学級の解消ということ、まあ、最重点課題において進めているということにつきましても、ご理解いただきたいと、そのように考えております。

〔石堂君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、石堂君。

1 番（石堂 基君） 実態的にもう少し、いろんな情報を把握する必要があるだろうと。また、それを住民なり、協力を得なければいけない保護者なり地域の方に情報開示していく姿勢が、僕は必要だろうというふうに申し上げているので、あえて、それに対して、ここで議論費やす時間もないので、これで止めますけれども、やっぱり懇談会を進めていく中で、そういうふうな話も、きっと出てくるだろうと思うので、それはそれで別途考えていく必要があるんじゃないかなと思います。

で、基本計画策定の関連で、少し、新たな質問をさせていただきたいんですが、私、前回、9月の時に、行財政改革の、集中改革プランですね、あの関係で、義務付けしている、

この統廃合の検討ですね、これがまあされているんじゃないですかということで、財政担当課長に伺ったところ、していませんという回答だったと思うんですけども、僕ちょっと聞くとところを間違えておまして、この、集中プラン、集中改革プランの中で、実際に、この改革項目で検討を進めるのは、保育園担当の健康福祉課と、それから学校教育施設等の見直しの教育委員会だったんで、これ改めて、この場で、それぞれの担当の方にお伺いをするんですが、この集中改革プランの中でのね、検討結果がどうだったのかということ、ここで伺いをします。

これは、どちらからでもいいんですけども、学校教育施設の見直しという項目で、これ、改革項目挙がっています。これは、教育委員会の担当なんで教育長の方から。これは実際には、19年度から検討をして、町内の10小学校、5中学校の統合を検討。施設整備検討というふうな項目に挙がっています。で、この改革プランでやるところの検討内容がどうだったのか。これは、ちょっと端的にお答えをいただきたいと思うんです。

それから、もう1つ、これは保育園の担当の健康福祉課長の方に伺うんですけども、保育園についても、改革項目として、保育園の統合による少子化、保育内容の充実検討ということで、これは、もうちょっと具体的に実施年度まで区切って、19年度に長谷、それから石井を検討して、20年度に実施するというふうに挙がっております。これについて、19年度、検討された内容について、これも内容的にちょっと、簡単に。申し訳ないんですけども、まとめて回答の方をお願いします。

〔教育課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育課長から。

教育課長（坂本博美君） まず、保育園も一緒なんですけども、今ここで、学校・保育園規模適正化計画。この前に、19年度ですね、町の教育基本計画。その策定の中に、策定する際に、当然、現在の実施計画ですね、学校・園の規模適正化計画。それに則って進めるということ謳っている内容でございます。その計画、協議内容は、まさにこの、今、お示ししている学校・保育園規模適正化計画の中身が、それに追従していくということでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） 保育園でございますけれども、先ほど、言われましたように、平成19年度にですね、そういった位置付けをしておるということでございますけれども、申し訳ございませんけれども、私、その当時、担当部署ではございませんでしたので、はっきりは言えませんけれども、おそらくですけども、こういった少子高齢化のですね、佐用町にあっては、これはもう何も、昨日、今日ですね、始まったわけではございません。ですから、合併後ですね、大きなテーマとして、将来的にですね、学校と連動して、保育園も、就学前教育を踏まえた中で、やはり学校だけじゃなくて、保育園の方も適正規模というのは、それは、行政としてですね、大きなバックボーンとして位置付けされておったんじゃないかなと、私は、思います。

そういう中で、19年度以降に取り組むという大きな課題を持ちながら、ここからは、私の想像ですけども、おそらくですけども、

議も持たれたというふうに、持って協議をしたということでありますけれども、なかなか具体的にですね、地域に入って、例えば、具体的には、石井保育園等においても保護者会との話し合い等も、一応されておりますけれども、なかなかまあ、実施。20年に実施という計画はやっておりましたけれどもね、まあ、そういう結論というのは、合意には至っていないというのが現状でした。

まあ、そういう中でまあ、教育委員会にもですね、この問題について、早くどうあるべきかという議論。教育委員会の中でね、考えて欲しいということ。まあ、考えなければならぬということ、まあ、教育長とも話し合いをしてですね、まあ、進めていく中で、まあ、災害ということになって、私はまあ、この取り組みがですね、1年半ぐらい、どうしてもこれ、遅れてしまったというふうに思っておりますけれども、まあ、今、現在、こういう取り組みが、改めてですね、行われているという経過でございます。

〔石堂君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、石堂君。

1番（石堂 基君） 今、町長が答えられた実態的な内容だと思うんですけれども、で、この、ちょっと、全く質問が飛んでしまうので申し訳ないんですけれども、この行財政改革実施計画、まあ、プランの、これ、毎年の検証とか、その検証内容の公表というのは、これは一応、ルールで決まっていますよね。広報、ホームページで。

で、今回、私、いろいろと探したんですけども、今、言われているように、この項目について、19年度どういうふうな検討がされて、20年度、実施ができなかったとかというふうな内容が、実際その、どこ見ても出てこないんですよ。で、これ、どこに公表されているんですか。総務課長。

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） 行革集中プランにつきましては、前回の議会でも、ちょっとお話しさせていただいたと思うんですけども、若干、その作業が遅れている中で、今回、この本会議2日目に、そういった資料も提示させていただいて、最終議会の方で、まず、このローリングした行革プランについては、説明をさせていただくという予定にはしております。

で、今、お尋ねの、その年度、年度の検証につきましては、その公表ということについては、今、実施はできておりません。それが、実態でございます。

〔石堂君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、石堂君。

1番（石堂 基君） 分かりました。まあ、自ら作って、自ら公表するということを約束していることですから、これは速やかにやっていただきたいなと。

結局、こういうような具体的な実施計画を作っても、その進捗というんか、それらを、なかなか十分に把握できないというんか、承知することができないので、今回の適正化計画が出て来たように、何か降ってわいたような話に見えてしまうんですね。

やっぱりこういうものを、年次的に検討するというのを既に決めていて、その検討結果がこうですよというものを、ある程度公表されていると、もうちょっと住民の理解も早

いし、私達の理解も早いかなというふうに思いますので、お願いをしたいと思います。

で、併せて、関連なんですけども、今回のその、町の教育振興基本計画。これの中にも触れられているんですけども、その保育園の統廃合について、実際には、集中プランに計上をしながら、19年、20年というふうに検討を加えたけれども実施には至っていないということなんですけども、この、具体的に、その保育園の統合いうんか、適正化を推進ということで、まあ、子ども達の良好な保育環境を作っていくということで、これが今度、この22年度からスタートしている次世代行動計画ですね、育成支援の、この中で、これ、どこに触れているのか。まず、その点について、健康福祉課長。

要は、後期計画の中で、この適正化について、どこで触れているのか。それについて、答弁をお願いします。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） 次世代育成につきましてはですね、昨年度策定させていただきました。

ここでも報告させていただいたと思うんですけども、特にですね、ちょっと手元にはないんですけども、その中で、特に、その保育内容ですね。保育園の、毎日の、日々の行動においては、例えば、乳児保育。乳児保育のも、う少し、今は8カ月ですけども、それを例えば2カ月短縮して欲しいとか、あるいは、確か、早朝、それから土曜日保育ですね、それから病後保育。それらの問題提起がなされておると思います。それをですね、担当部署においては、当然まあ、保育園担当でございますので、健康福祉課と。そういった位置付けの中で、時を同じくしてですね、19年度以降取り組んだら良かったんですけども、今、町長おっしゃったように、いろいろな事情の中で、22年度、後期からですね、具体的に教育委員会と歩調を合わせながらですね、取り組んでおるということでございます。

〔石堂君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、石堂君。

1番（石堂 基君） 私まあ、先ほど質問した前提は、いわゆるその、今回の教育振興基本計画の中に、重点目標の5。要はその、社会の変化に対応する学校・園をつくる。この項目で、適正化を進めているというふうに教育長が答弁されましたけれども、その中の文節で後段に、保育園のことでですね、書いてあります。で、佐用町次世代育成支援行動計画の前期計画の成果と課題を踏まえて後期計画を策定し、まあ、これらの施策を総合的に推進していくというふうに書いてあるわけですよ。となれば、この時期的なずれは、多少あるかと思うんですけども、当然のことながら、教育委員会の方が、重点目標として、もう間際に、と言うんか、現在進行形ですけども進めている、この適正化。で、保育園も歩調を合わせてということになれば、当然のことながら、この次世代育成支援行動計画の後期分。22年度から26年度までの間に、園の適正化、統廃合というのは、これは僕、出てきて、僕、当たり前だと思うんですけども、まあ、時期のずれはあるんかも分かりません。22年度でね。

例えば、この後期計画を、もう22年度の当初に作ってましたということであれば、で、それにしても、ちょっと、あまりにも園の統廃合というのんが、19年、20年、一部で議

論されていながら、この後期計画にも反映されていない。前期計画にも当然ないし、その評価も出ていない。後期計画にも出ていない。もうちょっとこう、何がしか、こういう計画の重みというものを、僕は、感じて扱わなければいけないんじゃないかなと。

で、これまあちょっと、色は違いますけれども、支援行動計画の、これ後期計画なんですわ。ホームページの方からプリントアウトしたものなんですけれども、どこを見ても園の適正化、園の統廃合なんか、出てこないんですよ。

で、僕は、そのことが聞きたかったんです。僕が、見漏らしたんだったら、これは失礼に当たるんで、じゃあ、この後期計画の中に、どこに園の統廃合が出てくるんですか。園の統廃合をして、良質な、良好な保育環境を作りますというふうに出てくるんですかということが伺いたかったんです。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） それはですね、その行動計画については、一、健康福祉課だけの問題じゃ、当然ございませんね。教育委員会とか、それから、生涯学習課とかね、そういった諸々のお知恵を借りてですね、これから数少ない子ども達を健全に育成していこうというバックボーンがあるわけですよ。それで、今、石堂議員がおしゃったように、その後期計画についても、本来は、1年ずれておるわけです。その前に、去年のですね、確か、5月か6月頃に、それについても、アンケートを実施する中で、実施する中で、保育園については、私が先ほど言いましたような内容ですね、保育内容の充実を目指すということですよ。その行動計画は、それをですね、具現化する、具体化するのが適正化と。私は、そう思ってますので、確かに、適正化という文言は、そこにはないと思います。その時点ではね。それは、ありません。

それを具体的にするのは、適正化を実現しなければできないんじゃないかなという理論付けをしておるということでございます。

〔石堂君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、石堂君。

1番（石堂 基君） ちょっと、理屈の世界になっているんで、嫌なんですけども、これまあ、支援行動計画と言いながら、大きな項目だけを客観的にこう、表示しているものじゃないんですよ。具体的に小さな項目を、自分たちが行う事業推進の目安として、これ定めているんですよ。

例えば、児童の健全育成に関したら、施策内容としたら、子どもの居場所づくりの拡充をしますよと。具体的には、前期では、1園しか実施できませんでしたが、後期についても、それ以上の拡充は無理ですかから継続しますよと。これ、ちっちゃい項目ですよ。こういうふうなの、ずっと積み上げていって、子育て支援の関係の全ての事業を網羅している冊子がこれですわ。事業の目安がね。今後、5年間の。なれば、保育園の統廃合なんて、重要なことが、この中に上がって来て、僕は、当たり前だと思うんですよ。少なくとも。同じ時期に、同じ計画を、片一方で、行動計画づくりながら、片一方で教育基本計画、それから適正化計画を作る。だったらそこは整合性を持たせて、統一的に、同じ目標を持ってやっていくべきでしょう。こっちには、全く触れられていない統廃合が、ふと、今年

の2月、3月。ああ、失礼しました。去年から降ってわいて出てくる。これは、ちょっといかがなもんかなと。事業の進め方として。

さらに言えばですよ、この中の、支援行動計画では、これは前期の、当然、評価も上がってきますよね。で、その中で、こと保育園に関したら、いろんな保護者ニーズの把握も、先ほど言われたように、アンケート取ってやられてますよね。で、保護者ニーズが数多いこと。当然のことながら、子育てしやすい住居とか環境面の充実。あるいは、仕事と家庭生活の両立とか。子育てにもっと力を入れて欲しい施策として多いのが、子ども達だけで安心して遊べる場所づくり。安心して子どもが医療機関にかかれる体制の整備などなど上がってくるんですよ。

まあ、こうしたニーズも把握しながら、前期計画については、十分にはできていませんでした。例えば、延長保育にしてもそう。夜間保育にしてもそう。ねっ、休日保育にしてもそう。まあ、できていませんでしたという表現はしてないですよ。未実施ってなっているんですけどね。

ここまで細やかに子ども達の、こう、子育てを支援していく体制というものを、この中に網羅しながら、もう一度言いますが、保育所の統廃合が、これに上がってこないというのは、僕は、ちょっと異質な気がしますんで、やっぱり、これの見直しなり、やっていく中で、それは当然、今スタート。これからスタートする話ですからね。

例えばその、長期的に5年、あるいは10年の中で保育園は、こういうふうにやっていきますということは、僕は、入れていくべきだろうと思うし、それを含めた上で、細かな延長保育、あるいは学童保育がどうなんだという、その本来、ここに挙がってくるべき細かな事業施策というものの推進を考えていかなければいけないんですから、当然これの見直しというのは、僕は必要だと思うんですけども、そのあたり町長、いかがですか。

〔健康福祉課長 挙手〕

1番（石堂 基君） 町長、いかがですか。

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 確かに、石堂議員がご指摘のようにですね、まあ、そういう課題なり要望なり、また、これから必要な取り組み、まあ、そういうものをですね、実現、まあ実施して具体的にやっていくためには、園の統廃合と、規模の拡大もしなきゃいけないとかというところまでね、踏み込んで、まあ、計画として書くということも、して、まあ、ご指摘のとおりだと思うんですけども、まだ、担当段階で、以前の、それを作る時にはね、ただ、そこまで、担当の中で、施設の整備までですね、踏み込んで書くということ。まあ、そこに明記するというところまではね、未だ実際に、今、こういう形で、皆さん方にお話を始めていると。地域の皆さん方と協議を始めているというのが、今の段階ですから、だから、そこに書く書き方というのは、非常に難しい面があったと思います。

ただ、そういう課題があるんだということ。それを、やっぱりこれから実現、実際に具体化していかなくちゃいけないんだという、そういう方向性はね、しっかりと、今、その中で出して、行動計画としてね、やっぱり出すということ。その段階での、まあ、その計画であるというふうに、ご理解をいただいて、まあ、これからはね、当然、その計画を変更するとかじゃなくって、やはり今後は、そういういろんな、また、協議の中でね、実際にじゃあ、当面、佐用町内での幼児教育、また、保育。就学前教育ですね、保育、それを充実していく、じゃあ、具体的には、じゃあ、内容は、どういう内容にしていくのかという。

これは、学校教育とも連携をしてですね、今、幼児教育を、就学前教育のあり方ということもですね、今、協議をしておりますのでね、そういうことも含めて、そして、その施設の内容は、どういう施設にしていくのか。こういうことも、また、きちっと整理をしていかなきゃいけないと。そういうことは、また、町民皆さん方にもお知らせをしていかなきゃいけないというふうに思います。

議長（矢内作夫君） 福祉課長は、よろしいか。

1 番（石堂 基君） いいです。

議長（矢内作夫君） 後3分です。はい、石堂君。

1 番（石堂 基君） ちょっと、想定した時間を上回ってしまったんで、ちょっと、これまでの質問と最終的な発言がかみ合わないかなと思うんですけども、まあ、要は、今回の質問で、その適正化の必要性ということ、僕は、問いただしたかったんですけども、最終的にまあ、教育基本法の改正、あるいは県が示しているところの実施計画。これらとの整合というか、関連性についての時間がなくなりました。これは、また、時期を改めて次の機会にやりたいなと思います。

で、結論的にじゃないんですけども、今、冒頭に申し上げましたように、各地区での懇談会が、これからスタートしていこうとしています。これは、まあ、町の方にもお願いなんですけども、あらゆる情報について、やっぱり住民の方は知りたがっていると。

で、あの、意図的じゃ、僕はないと思うんですけども、やっぱりこの、集中改革プランの中に保育所の統廃合、小学校の統廃合が、その改革項目として、見直し項目として上がって来るということは、これは財政的な負担が、当然大きく伴うものだから検討しましょうねというふうに、これは決めているわけですよ。自ら。町の方が。これについては、全く異論ありせん。だから、この中で、どういうふうな検討がされて、あるいはされていないんであれば、早急にして、財政的な負担がどうなのか。統合しない場合、した場合。園を統合した場合、しない場合。これらも、住民は、知る権利があるし、知りたがっています。これはね、ただ単にお金で判断されるのがというふうな思いも、行政側にはあると思いますけども、やっぱり、この適正化、統廃合、一番真剣に考えているのは、30代、40代の世代です。その人達にすれば、当然のことながら、不便さは感じて、将来的な負担が増になるんであれば、自分らは我慢しなければいけない。それも含めて、適正化を真剣に議論しなければいけないという声が私の周りには結構あります。やはり、そうした思いを真摯に受けて、これから、この佐用町を担っていく世代、それらに結論を委ねるんであれば、あらゆる情報は開示していただきたいというふうに思います。

以上で、終わります。ありがとうございました。

議長（矢内作夫君） はい、以上で、石堂 基君の発言は終わりました。

続いて、8番、笹田鈴香君の発言を許可いたします。笹田君。

〔 8 番 笹田鈴香君 登壇 〕

8 番（笹田鈴香君） 8番、日本共産党の笹田鈴香でございます。

6月議会の一般質問で、再度災害防止のためにを質問したわけですが、今回、再度聞きたいと思います。

乙大木谷集落の町道奥村線の災害復旧工事が完了して1年が経過しました。工事が終わって2カ月も経たないうちに、ブロックに、天端から町道の側溝まで約3.3メートルにひび割れができ、地権者、関係者が大変心配されました。この件については、先ほど言いましたように、6月15日の一般質問でしたわけですが、町長が現地を確認をするという答弁で、6月21日、当局、地元関係者、議員等が現場へ行き、その結果ですが、今後少しでも異常があれば対応するというので回答をいただきました。地元の人達は一安心されたところですが、しかし、問題が解決したとは、私は、思っていない。

そこで、8月19日ですが、共産党議員団は公開質問状を町長に渡しました。そして26日、産業建設常任委員会の始まる前に、公開質問状を手にしながら、町長は、これには回答しないと、回答を拒否されました。そこでお尋ねします。

1、拒否した理由は何でしょうか。

そして2番目以下、質問の内容を問いたいと思います。

、基礎コンクリートは設計どおり施工できているかどうか。路側コンクリートは既設のものかどうか。そうであれば、正常にコンクリートが、打設できないのではないのでしょうか。

、パイプから出てきた水の形跡はわずかです。塩ビパイプの長さは60センチで、積みブロックの厚みが35センチ、裏込めコンクリートがあれば45センチ又は50センチを超えています。塩ビパイプから正常に流れ出ていると思われませんか。

、三分勾配の積みブロックの高さ3.3メートルに対して、法面の高さが4.5メートルあります。現場の上載荷重に耐えられると思われませんか。

、約20メートルの延長の天端コンクリートにヘアークラックが10箇所以上あり、これは多すぎませんか。

、構造物標準図集では、三分勾配の積みブロックの高さですが、これは、だいたい1.5メートルと同じか、それ以下となっているわけですが、現地は基準に沿った構造になっていますか。

、異常があれば対応すると回答されましたが、経過観察をするため天端コンクリートに走るクラックに、直角に、直線の印と4本の釘を打ち観察することが必要ではありませんか。

、クラック箇所で変化がなくても、全体に道路側に倒れる懸念があれば、道路側壁とブロックの肩を定期的に測定することが必要ではありませんか。

3、現地確認の場で、こんなところは他にもあると言われましたが、それはどこでしょうか。

以上、この場での質問を終わらせていただきます。

議長（矢内作夫君） はい、町長、答弁願います。

〔町長 庵谷典章君 登壇〕

町長（庵谷典章君） それでは、笹田議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

大木谷の災害復旧工事のブロック積みにおいてのクラックの現象が起きたということについての質問でございますが、まあ、この問題について、公開質問状という形で、質問がされましたけれども、それを回答しなかった理由についてということで、まず、あります。

町道奥村線災害復旧工事にかかる積ブロックのクラックにつきましては、先ほど、お話しのように、議員より議会での一般質問がありまして、それにお答えして、6月21日に地元関係者を交え現地立会いを行ったところでありまして、その中でですね、あのような現

象が起り得ることは、特別に異常なことではなく、構造的にも問題ないという説明をです。ね、現地でさせていただき、また、しかし、ご心配ですので、今後、異常が発見されれば速やかに対応するというので、ご理解をいただいたというふうに承知をいたしておりますので、改めて、公開質問状のような形で質問をお受けし、お答えするようなものではないというふうに判断をいたしたところであります。

その質問の内容についてということで、質問状の内容とは別に、経過観察により、適宜最善の対応をすることといたしておりますが、再度のご質問がありますので、以下のとおりお答えをさせていただきます。

まず、1番目の、基礎コンクリートについてのご質問ですが、路側コンクリートは既設のもので、路側側溝の底打コンクリートの下面が基礎コンクリートの天端となる計画で実施しており、コンクリートは規定どおりに打設され、基礎コンクリートは設計書どおり施工をされております。

次に、積ブロックの水抜パイプからの水の流出についてのご質問ですが、積ブロックの水抜パイプの基準は、直径50ミリのものを2平方メートルに1箇所設置することとなっております。ブロック背面の水位が上がった場合に水圧がかからないように排出をいたします。本現場においては、積ブロック厚35センチに加え、裏込コンクリート15センチを施工しており、直径75ミリ、長さ66センチのパイプを適正に設置するとともに、さらに安全を確保するため、2箇所に積ブロック裏に蛇かごを設置したうえ、直径20センチ、長さ60センチの水抜き用のパイプも設置をいたしております。パイプからの流出については、現状では確認はされておられません。

番目の、積ブロック3.3メートルに対する法面4.5メートルの耐荷重についてのご質問であります。本工事が災害復旧事業であり、原形復旧であることから、安定計算は行っておりません。災害復旧工事であるため原形復旧で査定決定を受け、工事の実施に当たっては、県の工事実施承認申請時に審査を受け、実施をいたしているものでございます。なお、計画断面については、原形復旧として、前後の擁壁の取り合いと民地境界へのすりつけを考慮して、積ブロックと法面の断面形状を決定をいたしております。

また、番目の天端コンクリートにヘアクラックがあることについてでございますが、コンクリート打設後の硬化時に収縮するものであって、これはコンクリートの性質上避けておれない現象であり、構造体全体に影響を及ぼすものではないと判断をいたしております。

次に、小型構造物標準図集によれば、ご指摘のとおり、3分勾配の積ブロック直高については、H、高さ1.5メートルまでとなっておりますが、先ほども申し上げましたように、災害復旧工事のため、原形復旧として査定決定を受け、実施時に審査を受け施工をしているものであります。

番目の経過観察については、積ブロック前面及び天端コンクリートにおいて、毎月、クラックゲージにより、隙間幅を観察しており、特に異常は見受けられておりません。また、今回の台風12号、15号の大雨の後も、現場の状況を確認をいたしておりますが、異常は見受けられておらず、経過観察の方法の追加は考えておりません。積ブロック本体は、施工後約1年を経過しており、構造体として安定していると判断されますので、経過観察期間1年を目途に、特に異常がなければ、毎月の測定は必要ないと考えています。まあ、しかし、住民の皆さんが心配をされたことを考慮し、1年間の経過観察データをもとに、現場の状況を、今後、見守っていくこととし、異常が発見されれば、当然、対応をいたします。

ご指摘の、構造体全体の経過観察については、先ほど述べましたとおり、経過観察の方法の追加は考える必要はないと思います。

次に、3番目の、同様の箇所ということで、どこにあるのかということのご質問でございますが、クラック。こういうコンクリート構造体のクラックというものは、このコンクリートの性質上、やむを得ない現象であり、これは、他の現地、現場でもいたるところで見受けられます。笹田議員にはですね、そのことをご説明を申し上げておりますので、ご自身でも関心を持って見ていただければ、確認をしていただければと思います。私は、そのクラックをしているところばかりを探して、歩き回ったわけではありませんけれども、通りがかり、また、所用で立ち寄った施設等において、コンクリートの擁壁。こういうブロックについて見たところでは、西河内、大木谷の町道、また、田和の町道。また、上月中学校の造成地の擁壁ブロック。久崎小学校の擁壁のブロック等、同じように、このようなクラックが発生をいたしておりますけれども、構造的には、特に、危険なところではないというふうに判断をいたしております。

以上、この場での答弁とします。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、再質問、笹田君。

8番（笹田鈴香君） では、再質問させていただきます。

まずあの、公開質問状についてですが、その場で、構造上に問題ないとか、いろいろね、現場で、地権者とか関係者に説明をされました。しかし、やはり公開質問状というものには、きちっと答えていただくのが、やはり町長としての責任だと思うんですけども、そのへんは、今後、こういう公開質問状を出された時にも、町長は、回答されるのかどうか。そのへんをお聞かせください。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 今、答弁を申し上げましたとおりですね、その内容です。きちっとですね、現地においても説明をして、ご了承もいただいて、皆さんにも説明をさせていただいた内容を、改めて、今回のように公開質問状のような形で質問されることはない。他のいろんな問題において公開質問状があれば、その内容については、誠実に、私は、答弁を、回答をさせていただきます。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8番（笹田鈴香君） 今で、答弁の内容は分かりましたが、答えていただけなかったのは、ちょっと残念です。

で、次ですが、全体的に、このひび割れで、今も、結論からまず言いますと、異常がない。後、経過観察もしないということですが、本当に異常がないのかどうか、もう最初にちょっと、後で見せようかと思ったんですが、見にくかったら後で見ていただいたらいいと思うんですけども、写真を、その後、6月の21日に行って、28日に、こうして撮ってきているんですが、上から下までこう、ブロックの下まで、で、側溝にもこう、ひび割

れが入っております。これが6月28日なんです、で、水も、このパイプの所から水がこう、手を入れても、大雨の時でも濡れる程度ぐらいで、もの凄く流れるということは、あまり、今のところ、私の行った雨降りにはなかったように思います。

それと、これは、8月11日なんです、ここに天端の、天端に、30センチほどの天端に、ひびが入っておりますが、当局が、建設課の、担当課に聞くと、建設課が、その2月頃から経過観察をしているので、その時のペンキだそうですが、ペンキにずれも、この時点でも見えております。

それと、9月3日の、大雨が降りました。ほんで、避難勧告も出された時なんです、3時50分ぐらいに、丁度、江川の末包の方に上がっておりまして、末包の牧場の下の擁壁を見ると、もう水が噴き出してあります。まあ、ちょっと見えにくいかもしれませんが、こう、このように、パイプからたくさん水が出ているので、気になったので、もう1回、乙大木谷の、その後で行きましたから、そんな20分も30分もかかってませんが、このブロックを見ると、ここから、もう水は、もう手を入れると、ちょっとピチャピチャした感じはありますが、出ていませんでした。パイプからはね。

それでですが、ちょっと、まあ、もし、どうしてもと言われるんだしたら、後で、ムービーに入れてますので、見ていただいたらいいと思うんですが、この写真を見ても、水がこう、右へ流れていっているんですが、ここがブロックの一番端っこの、ここに、このブロックの端になりますが、この下から、ここからですね、水路から水が湧き出してあります。だから、波がこう来ています。右へ流れているのに、波が左へ流れた形で、この写真を見ても分かると思うんですが、パイプからは出ておりませんが、こういったブロックの下の水路から水が出る現象、これが9月3日です。

そして、これが12月に入ってからなんです、これが天端の写真で、ここが、ひびがいつているんですけれども、ペンキも薄くなっております。

そして、最初と、8月と比べていただいたら分かるんですが、天端のこのひびの部分で、ここにコンクリが入っていた部分が欠けてなくなっております。ちょっと、幅も、測っておりますが、広がっております。

で、これがまあ全体で、ひびが、もう、前は見にくかったですが、今はもう、ブロックの前へ行くと、ああ、こっつというのが直ぐ分かるぐらいです。

それから、それでもと思って、この間も見たんなんですが、今朝も見てきましたが、今朝も行って、ここをこう、なでてみると、ブロックがね、こう、引っかかるぐらい前に、ブロックに向かって左側の方が出てあります。

こういう現実があるんですが、これでも異常がないと言われるのかどうか、そのへんお聞かせ下さい。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） こういうコンクリートブロックの擁壁、こういうのはもう、本当に災害復旧においてもですね、まあそれは、現地に合わせてつくられております。だから、その間だけを、その被災した所、被害があった所だけをしますのね、全体、その、構造的にもですね、既存の所とも合わさなきゃいけないとか、だから、そういう部分については、その今言われる水抜きとか、まあ、そういうものも、裏を触りますので、しかも、ここは水が出たということで、裏込めの蛇籠まで入れてですね、やっております。逆に、そういう水が、出ないと。そこまで出てないというのはね、それは、それで裏に水がない

ということですから、安全上、いいということですよ。

だから、もし水が貯まった時に、水が排出できるようにしてあるわけですから。

ただ、今言うように、お話ししましたように、施工された所が、隣に石垣があります。そこまでのとこまでしかやってませんから、そことの境ですね、そこへ水が、どうしても裏込めバラスを入れてしまうと、水が、そこへ集まってくるという現象は、当然、その現地の中では、いろんな形では出て来ると思います。

ですから、特に、それによってですね、特に、問題が、構造的に問題があるということではありません。

それから、あの、まあ、2カ月間後ぐらいに、ヘアークラックが来たよ。私も、最初ですよ、大きなひび割れがいつておるからという話だったんですけども、行けば、もう、ヘアークラックでした。だから、そのヘアークラックが、後、その丁度まあ、施工してね、それぐらいの時に、コンクリートが硬化をし、収縮クラックを起こすということですよ、この現場におきましてはですね、丁度、約20メートルあります。通常まあ、20メートルぐらいごとにですね、もっと40メートルも50メートルもある構造物であれば、だいたい20メートルごとぐらいに、クラックを防止するための、そういう、その、目地を入れます。しかし、これは、丁度20メートルだったので、一切目地がなかったということで、丁度、真ん中あたりに、そういう構造的に引っ張られて、クラックが発生しているということですよ、ただ、それについてもですね、今後、5年、10年経っていけば、経年変化というのは、若干出てくるのは、これはもう、当然ですよ。古い所に行けば、若干、その所が、目地がもう少し、クラックが開いていくとかですよ、これは、通常見られることで、特別に異常な問題ではありませんので。

まあ、今、もう観察はしないと断ったと言いますけども、私とこは、今、答弁させていただいたようにですね、地域の方も心配をされたことありますから、また、この結果を元に、例えば、1年後とかですよ、当然、異常があれば見ますけれども、まあ、そういう今後の見守りは行いますという答弁はさせていただきましたのでね。まず、安心をいただきたいと思います。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8番（笹田鈴香君） まあ、現場を見ていただいて、その、水の出る場所なんですけど、今、構造上は問題ないと言われたんですが、まあ、昨日、建設課で写真もを見せていただいて、パイプ入れているところも、まああの、一応、全部の29個でしたかね、2平米に、だいたい、それは基準に沿って入れられていると思うんですが、その後ろに蛇籠を入れて、その写真もを見せていただきました。だから、よく出る所に、その措置はされている。されているんですけども、で、それから、出る水が、裏込めのコンクリート、ああ、碎石の、裏込めの、碎石の後ろで止まっているんですよ。写真を見せていただくと。ということは、そこにうまく貯まればいいけど、で、その丁度前ぐらいに、直径20センチでしたか、その大きいパイプが入ってますが、そこ、つないでいけばいけると思うんですが、写真では、それを見せていただけなかったのか、本当はないのか、そのへんが、分かりませんが、水というのは、やはり弱い所に出てきますから、勿論、その工事をしている所の写真もを見せていただくと、碎石の所もたたいて、ずっとこう、機械、分かりませんけど、そういうので、されて、押されているし、そういう面で弱い。まして、削って、後ろをしますから、弱い面、弱い面に水は流れるので、本来なら、その碎石の所へ流れ

て、水圧でもってパイプに流れるというのが、本当の姿だと思うんですが、裏に、下に流れるということは、また、その弱い部分を通っているの、可能性としてね、これからも、また、その近くが崩れてくるという心配も、近所の人もされてますし、まあ、私達も、棚田のようなところに住んでますから、水の道が変わる。工事をしたとこの横が、必ず膨れてきたり、また、崩れたりしているのが分かるので、やはり、その辺は、経過観察、全然しないと、言わないと言って、またちょっと、町長の答え変わってきたんですけども、

〔町長「変わってませんよ。ちゃんと、今までの答弁見てくださいよ」と呼ぶ〕

8番（笹田鈴香君） 何かあればね、また、するという事を言われましたけど、やっぱり、水の道という、その水の性質ですね、そういったものも、やっぱり勉強していただいていると思いますが、更にしていただいて、今後にも活かしていただきたいと思うんですが。

それとですね、もう1つは、経過観察なんですけど、私は、経過観察として、先ほどの質問にも言いましたが、天端のひび割れの所に、釘か、その、固定して、4箇所固定をして、で、それを、前に倒れている、横に広がっているのを見て欲しいということ、お願いも、建設課でお願いしてたんですが、しないということで、それも拒否されておまして、今回も、見に行くと、それはされておりました。

で、どのようにして、いつ、どのような形で、経過観察をされているのか。日にちが分かれば、日にちと、観察をした、その状況ですね、それをしてください。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） まず、その経過観察の日にちを、建設課長が答弁する前にですね、先ほど、私の答弁が変わったと言われましたけれども、私は、最初の答弁の中で、もう一度言いますが、積ブロック本体は、施工後約1年を経過しており、構造体として安定していると判断されますので、経過観察期間1年を目途に、特に異常がなければ、毎月の測定は必要ないと考えます。しかし、住民の皆さんが心配をされたことでもありますので、1年間の観察データをもとに、今後、現場の状況を見守っていくこととし、異常があれば、発見されれば直ぐに対応をしますという答弁をいたしました。最初にね。だから、そんなもの、私が変わったなんていうことについては取り消してください。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8番（笹田鈴香君） ちょっと聞き違いをしておりましたので、取り消しますが、そしたらですね、それと、日にちを教えてください。

〔町長「課長」と呼ぶ〕

〔建設課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、建設課長。

建設課長（上野耕作君） 今、町長がね、答弁したとおり、毎月、昨年2月からですね、いや、今年ですね、すいません。今年2月からやっております。1月まで、これにつきましては、経過を観察して、記録として残していくと。

で、日にちまでは、ちょっと、ここまで持ってきていませんので、分かりませんが、毎月、この間も来ていただいた中でですね、毎月の写真のデータを見ていただいております。

状況としましては、当然、冬場は、収縮して広がり、夏場は、当然、熱で、また、元へ戻ると。こういう状態が繰り返してあるので、去年の状態と変わっていないという記録が出ております。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8番（笹田鈴香君） そしたら、この収縮をして、こう、広がるわけですけども、前に、こう出るといのはどう。左側だけ出るとい。こう広がるのは分かりますけど、左側が、ブロックが前に出ているといのは、どういうことですか。

〔建設課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、建設課長。

建設課長（上野耕作君） そこまで、私としてはですね、前後の、私も現場の方も、度々見に行くわけなんですけれども、そこまで、その出るといようなところまでは、私の目では見えません。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8番（笹田鈴香君） 目で見えなかったら、手でこう、触ってみてください。絶対、分かります。それは、それぐらい、1ミリ以上は出ている。まあ、きっちりとは言えませんが、もう、手で触って分かるぐらい出ております。それは、今朝も見ってきましたので、それは、間違っておりません。

それと、やっぱり地元の方も、それを心配されてますし、やはり変わってきていると思うんですが、まあ、後で、もう1回聞きますので、そのへんはどうでしょうか。今日の状況から言うと。

〔建設課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、建設課長。

建設課長（上野耕作君） 今日の状況言われても、私、今日は行っておりませんので、分かり

ませんけれども、基本的にですね、先ほども言うように、伸び縮みを繰り返しておりますので、夏場の膨張のうちに、こうやってきて、それがかけらになって壊れておるというのは、私も、それは見ております。まあ、そこらへんを手で触ってですね、ポコポコッとしておるというような形は、それは、当然あります。

しかしまあ、それが、目に見えて、表にずれるとか、そういうことは、この状況、私もその、長年ね、まあ、役場に入って 30 数年経っておりますけれども、まあ、この工事につきましてもですね、今まで携わってきて、経験上ね、これで、まあ、ほぼ安定しておるというふうに思っておりますし、先ほども、町長の方から答弁あったように、当然、管理者として、その構造物に対してですね、町が責任を持たないけんということも自覚しております。まあ、そういうことであればですね、すぐさま対応して、行いたいというふうに思っております。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8 番（笹田鈴香君） まあ、ひび割れのね、その収縮の加減は、見ていただいていると、まあ、今の答弁では思うんですけども、ただ、その全体にね、全体にこう、前へ出て来た時に、それは、どうやって見てますかね。調べてますか。もしか、出るかもしれませんので。そのへんは。

〔建設課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、建設課長。

建設課長（上野耕作君） 前後についてはですね、取り合い部分の方、石積みが、旧石積みがあるわけなんですけども、そこらへんともですね、きちっと見た中ですね、現状は変わっていないということなんで、前後の、そういうことについては、必要ないと判断して、測定はしておりません。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8 番（笹田鈴香君） その、やっぱり目だけじゃなくって、例えば、光波測距儀というんですか、そういう物とか、レーダーとか使って、簡単に見れると思うんですが、そのへんは、どうですか。これから見るのに当たって。

〔建設課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、建設課長。

建設課長（上野耕作君） あのですね、何べんも言いますけれども、まあ、1 年経って、まあ、異常はないと、私は判断しておりますし、まあ、そういうことあればですね、当然、動きがあれば、当然、そういうふうな措置も必要になってくるかと思っておりますけれども、その時

には、また、対応を考えるとということだと思います。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8番（笹田鈴香君） それと、まあ、業者と契約をする場合ですね、瑕疵担保期間という、その契約があると思うんですが、佐用町の場合は、何年間になってますかね。

〔建設課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、建設課長。

建設課長（上野耕作君） あの、工事完了後、2年ということになっております。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8番（笹田鈴香君） まあ、瑕疵担保期間という、その契約の中にあるんですけども、まあ、私も最初は、何のことか、その言葉自体が、大変難しいので、分かりにくかったんですけども、瑕疵という言葉ですけど、その意味で言うと、結局、欠点や欠陥と、概ね同じ意味で、契約どおりに工事が行われてない部分や、一般的に備わっていただけない当然の機能や品質が備わっていない部分を示すということで、例えば、工事をして、そのおかしいな。異常があった場合ね、その業者が、いくら完了していても、その期間中に、まあ、直さなくてはいけないこともあるかもしれないし、まあ、経過観察もするというような、そういう契約になっていると思うんで、業者と佐用町もされていると思うんですが、そのへん、業者との関係は、そういった契約を守らせる意味で、されていますか。どうですか。

〔建設課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、建設課長。

建設課長（上野耕作君） まあ、当然、請負契約に基づいてね、その瑕疵担保の条項もございます。それで、2年ということで契約をしておりますので、当然、業者に瑕疵があれば、そういうふうをお願いするということもあります。

まあ、現実、今の状況見ますと、瑕疵はないと。設計どおりされておりますし、きちっと、うちの監督も行きましてですね、現地の方も確認しておりますので、そういうことはないと思っております。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8 番（笹田鈴香君） それと、もう1つ確認したいんですけども、先ほど、災害復旧工事だからね、その、先ほど言いました、小型構造物の、その図集によりますと、その高さですけれども、直高ですね、これが三分勾配の時には、1.5 メーターということになってます。それが、それより高いといけないということですが、今回、3.3 メートルに対して、普通ですと、五分以上にならなければいけないところが、三分で3 メーター以上もブロックが積まれているということなんですけど、これは、その今、さっき言われたように、基準に従わなくとも、まあ、極端な言い方ですけども、いいというようなことを、町長も言われたんですけど、そのへんは、絶対に、災害復旧だったら、その基準に沿わなくてもいいわけですか。そのへんはどうですか。

議長（矢内作夫君） はい、建設課長。

〔建設課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい。

建設課長（上野耕作君） あくまでもですね、災害は原形復旧が基本です。だから、元あった高さまでの石積み積むと。それに、石積みができない代わりに、ああ、石積みで、構造上もたないということで、あれ、今回、ブロックで計画をさせていただいて、やらせていただいております。

これにつきましても、当然あの、こちらが提案をし、査定官の査定を受けてですね、了承の下、先ほど答弁があったように、了承していただき、現地の方も施工したということでございます。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8 番（笹田鈴香君） まあ、そしたら、絶対に、それは間違いないということですね。県からの検査も通ったということで、それで、今後も、そういったことがあれば、基準じゃなくても、災害復旧の時はいけるということですか。他で、もし、そういった場合があった場合。

〔建設課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、建設課長。

建設課長（上野耕作君） あくまでも基準は、基準でございます。なるべく基準を尊重するというのが、基本ですけども、そういう、ケースケースがありますので、その場、その場に対応を考えるとということでございます。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8 番（笹田鈴香君） それとですね、先ほどの、こういったところが、他に同じような状態で、田和とか西河内とかにあるということをおっしゃったんですけれども、クラックというのは、その、ブロックとブロックの間にできるのをクラックと言うけど、ブロック自体が、もう上から下までいくのは、クラックとは言わないんじゃないかという人があるんですね。まあ、業者で、そう言われるんですけども。

それと、だいたい、業者じゃない人やらもありますけども、このひびを見て、問題がないというのが、おかしいという意見が多いです。まあ、一般の人が見ると、おかしいと。で、その収縮なんですけど、収縮で、もしブロックが割れるようであれば、ブロック自体に問題があるんであって、やっぱり、その言い方は、言い方というか、おかしいと思います。

それで、西河内のへん、私も見ましたけども、ずっと見て回ったんですけども、田和は見えてませんが、そういったブロック自体に、上から下までひびがいつているのは、私は、見受けませんでした。

それと、一箇所ね、それに近い所は、もう 20 年以上も経っていると思うんです。もうコケも生えている所ですが、大下り線でありましたけど、それはもう、ブロックにもひびがいつて、もう上から下までといわずに、ブロックの下から 2 段目の所まで、それは、ブロックの中にもひびが入ってました。私も、見て回ったし、まあ、町長が見て回っているということも、ちょっと情報が入ってきて、何をしようかなとかいうて、聞かれたことがあったんですが、見て回られたのは確かだと思うんですけど、やはり、ブロック全体に、全部にひびがいつてましたか。そのへん、もう 1 回、お尋ねします。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵造典章君） 笹田議員もですね、どなたから、まあ、そういうね、いろいろとお話を聞かれて、そういうふうな判断をされているのか、分かりませんが、その聞かれた方、まあ、それは、こういう構造物なり、工事にもお詳しい方なのか、全くね、そういう関係の方じゃなくって、心配された方が、言われているのか、それも分かりませんが、実際、構造を、こういうことをされている方ならね、今、お話しのようなことは、言われなと思います。

ブロックもですね、確かに、ブロックというのは、ただ積んでいるという、昔の石垣ならですね、それは、その石そのものに、クラックが来るといようなことはないわけです。だから、ブロックも、ただ積んだだけならですね、それは、目地の所に、直ぐに動きますから、ブロックごとの合わせ目の所で、そこで、その収縮というものが、吸収をされます。しかし、裏込めコンクリートを入れて、構造体が、ブロックは積んでますけれども、構造体としては、一体的な構造になっているわけです。そういうふうな施工をしてあるわけです。

ですから、施工としては、型枠でコンクリートを流して、つくっているわけじゃなくって、積んでますけども、実際には、裏にコンクリートを入れて、そのブロックそのものが、全部が緊結するように、一体として固まるような施工をしてあるわけです。

ですから、そこに収縮が来た時に、そのブロックそのものも、コンクリートと一体になってますから、コンクリートブロックも割れるわけです。そんなことは、これはもう、常識の話ですよ。

ですから、そういう所は、私が行っている所も、全部そういうふうな、ブロックそのも

のにずっとクラックがきていると。

じゃあ、逆にそうじゃなかったら、一体になってなかったら、それは、ただ積んだだけということですから、それは裏込めコンクリートが入っていないとかですね、それが、ちゃんと施工できていないという、逆に、そういうことも心配されるわけです。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8番（笹田鈴香君） まあ、堂々巡りみたいになるんですので、あれなんです、まあ、結局、異常がないと。今の、では問題が、今のところはないという判断だと思います。それで、確認させていただきますが。

それと、もう1つだけ、ちょっとこれは余分かもしれませんが、業者の方やら、他の方が言われるんですが、まあ、ある方が、最初に言われたんですが、今言っている人、それぞれ、違うんですけどね、まあ1の方が言われました。元、その、土建屋さんを、自分でやられていた方で、やはり上から下までひびがいて、それは、やり直しをしたということで、多分、その、だいたいの人が言われるのは、こう縦、横に広がるのと、それから前後いうんか、上下にこう、割れる割れ方があるんやけども、だいたい、横に割れるのは裏込めコンクリート。裏込めですね、悪い場合も、入れ方の悪い場合、横に割れて、それから、地震とか、それから基礎が悪い時に、このような、今回のように、前も出てますけど、こう、上下に、割れる割れ方。そういった割れ方をするのは、基礎が悪いことが多いといったことも、業者の方が言われておりまして、で、もし、こういう状態で、ひびがあっても、僕らが仕事をして、許してもらえるんかどうか、そのへんが、疑問だということも言われておりました。

それは、ちょっと蛇足ですけども、一応、そういう声も聞いておりますので、伝えておきます。

次です。次の質問に入ります。

2点目ですけども、これは、介護保険・高齢者福祉の充実を求めてお尋ねしたいと思えます。

今年の3月議会でも取り上げましたが、一人暮らしや高齢者のみで生活をしていると、制度を知らないという人があります。例えば、車椅子を利用している高齢者宅が、制度の内容を知らずに手すりとスロープを取り付け、役場で相談すると事前申請をしていないという理由で断られた人がありますが、高齢者等が安心して住めるよう福祉の充実を求めて問います。

3月議会で、1番ですが、質問しましたが、周知方法はどのようにされていますか。

また、認定されていない人の実態はどうなっていますか。

介護保険、特に高齢者福祉などは知られていないのではないかとと思いますが、保健師等の高齢者等の家庭訪問を、やはり、前にも言いましたが、実施すべきだと思いますがどうでしょうか。

2、制度の拡充を求めてお尋ねします。

先ほどの、この手すりの設置については、ほんの1例ですが、他にこのような例はありませんか。後追いでも対応すべきではないでしょうか。

、介護保険制度の第5期計画が進められようとしていますが、必要とする人が必要なサービスが利用しやすいよう、制度の充実を国に求めるとともに、人生80年いきいき住宅助成事業実施要綱も、少し考えてみる必要があると思いますが、そのへんは、いかがで

しょうか。見解をお伺いしたいと思います。

議長（矢内作夫君） はい、2点目、町長、答弁願います。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、笹田議員からの2番目のご質問、介護保険・高齢者福祉の充実を求めてのご質問にお答えをさせていただきます。

まず最初の、周知方法についてのお尋ねで、の、認定されていない人の実態はどうかとのご質問でございますが、認定を受けていない高齢者の方につきましては、町地域包括支援センター、いわゆる保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等により高齢者への個別訪問を実施をいたしております。また、町社会福祉協議会職員による訪問や民生委員、民生協力員等、関係機関の訪問などで生活機能低下の兆候を発見するなど、実態把握に努めております。そして、介護サービスが必要な方には、サービス提供を進め、今直ぐ必要でなくても機能低下の恐れのある方につきましては、介護予防事業に参加していただくようにご案内をいたしております。

次に、介護保険、特に高齢者福祉などは知られていないのではないかと。保健師等の高齢者等の家庭訪問を実施すべきと思うとのご質問でございますが、高齢者が地域で安心して暮らし続けるために、安心して相談できる総合相談窓口として平成18年度に地域包括支援センターを設置をいたしました。かつては、福祉全般は福祉課、保健は保健センター、医療は病院や診療所、介護保険は居宅介護支援事業所というように別個に対応していたものを、平成18年度以降の新体制では、福祉・保健・医療・介護保険等多岐にわたる相談窓口を地域包括支援センターが受け持つこととなったものであります。佐用町では、高齢化率が32パーセント強と超高齢化をしており、高齢者が高齢者を支える、いわゆる老・老介護が現実のものとなっております。まあ、地域包括支援センターは、地域の役員さんなどのお力をお借りしながら、高齢者宅への訪問、相談対応、基本チェックリストなど、いろいろな方法で把握に努め、真に必要な方には必要なサービスを関係機関に繋ぐなどの調整を行っております。今後とも、更に訪問や相談件数が増えると予想されますが、関係機関との連携を更に強め、介護保険や高齢者福祉の充実に取り組んで参りたいと思っております。

続いて、2番目の制度改正のご質問の内、手すりの設置については1例で、他にもこのような例はないか。後追いででも対応すべきではないかとのご質問でございますが、介護保険制度には、住宅改修の際に手すりやスロープの取り付けを助成する制度がございますが、事前申請が原則となっておりますので、ご質問のように取り付け後、つまり後追いで対応をすることは、やむを得ない事情がある場合を除き、そのような取り扱いはありません。事前申請の原則を変更することは考えておりません。当然のことながら、介護保険の申請の希望、相談があった段階で誤解のないように、しっかりと、それぞれ担当の方が説明をいたしております。

次に、必要とする人が必要なサービスが利用しやすいよう、制度の充実を国に求めるとともに、人生80年いきいき住宅助成事業実施要綱も考えるべきではないかとのご質問でございますが、現在、平成24年度から26年度の3年間を事業計画とする第5期介護保険事業計画策定を、介護保険運営協議会でご協議いただいております。ご指摘のように、本計画は国・県の基本指針に基づき、高齢者が住みなれた地域に必要な介護保険サービスを利用でき、安心して生活できることの確立を目指して策定に取り組んでいるところでございます。

さて、人生 80 年いきいき住宅助成事業は、高齢者や障害者の自宅での生活環境を整備することを目的に、平成 7 年に兵庫県で制定され、県下の市町が補助事業として実施をいたしております。この住宅改修等で高齢者の室内移動の安定や生活空間の質の向上に繋がっており、在宅生活者の支援策として定着をいたしておりますので、今後とも高齢者の暮らしを支えるため、兵庫県の指導をいただき、現制度内容での事業推進の促進を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上、この問題についての答弁とさせていただきます。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、再質問、笹田君。

8 番（笹田鈴香君） では、再質問ですが、個別に訪問をしているということですが、これは、全戸、何歳以上を例に、それが、例えば、何らかの、その報告を受けて訪問をされているのか、そのへんをお尋ねします。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） はい、これにつきましてはですね、町長、答弁していただきましたように、いわゆるその、関係機関、関係団体ですね、そういった方々のお世話にならなければ、当然まあ、できないことでございます。

1 つの例を言いますと、民生委員会が、毎月、4 地域、旧町ごとですけれども、そこでは必ずですね、包括の職員が行ってですね、いろいろな情報交換をしておりますので、その時点で、例えば、高齢者の、先ほど町長が言いましたように、一般的な福祉問題、あるいは権利、擁護の問題ですね。あるいは、今、お尋ねの介護予防ですね、特に。認定者を、なるべく増やさないようなね、取り組みを、社協とか、あるいは民生委員さんをお願いしておるんですけれども、特に、民生委員さんについては、そういった、地区、地区で、戸別訪問をしていただきますので、高齢者のですね、あるいは、障害者のですね、状況も熟知されておりますので、そういった場で情報を受けて、保健師なり、それからヘルパーなりがね、地域包括の職員が出向くというケースはあることでございます。そういった部分も狙いとしておりますので、ありがたいことだと思っております。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8 番（笹田鈴香君） 民生委員さんとかいうの、前の 3 月議会にも、その答弁受けているんですけど、まあ、今回また、補正にも出て来ますけど、生活しづらい、ちょっとはつきり覚えてませんが、その、県の事業が委託されて、調査が行われると思うんですが、そのような、まあ、あるいは、全戸というんか、全対象者じゃなくって、障害者とか、地区を決めてされるようなんですけど、そのようなことを全体的に、私はやったらいいと思うんですけど、そのへんは、町独自で、そのようなことは考えられませんか。全部にアンケートみたいなのを取って、生活しづらい、つまり、こういった介護、手すりとか、バリア

フリーにするとか、そういったようなね、ことを、困ったことはありませんかというような、そういったアンケートを取るようなことは、考えておられませんか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） まあ、生活のしづらさの調査につきましてはね、今度、補正でお願いしているんですけども、これについては、県下的にもですね、もう、ポイント、ポイントでね、たまたま、佐用町が当たりまして、佐用町の中の、中上月ですか、中上月に当たって、今、お世話になっているんですけども、まあ、1つの例としてですね、一応、中上月の中のまた、一部なんですよ。そういった部分で、それをアンケートいただきまして、それをね、まあまあ、地区ごとにいろんな状況が、町なかと中山間と、山村いうんですか、佐用の中でも山の中というのもございますから、いろんなケースあると思いますけども、1つの指針としてですね、佐用町の今のありようをですね、把握する中で、今後の行政の中に活かしていきたいというふうに思いますけれども、今、議員がおっしゃった、生活のしづらさ。町長も先ほど、こういうふうな答え方したと思うんです。在宅の中でね、安心して生活できるというのは、これは、誰しも願うことですから、何も、介護のですね、認定を受けた方だけじゃなくて、高齢者の方もそうですし、障害を持たれた方もですね、やはり、段差解消とか、いろいろな部分で、室内の中を、そういつて改修することによって、毎日の生活することの喜びをですね、享受していただいたらいいなということについては、先ほど、何回も言いましたように、地域包括をですね、総合的な窓口として、窓口として、社協の方々、あるいは民生委員さん、協力委員さん、あるいは一般の保健師ですね、保健全体を持っている保健師にもですね、啓発活動をしていただいております。ですから、包括がですね、いろいろな機関の、まあどう言うんですか、その旗振り役みたいなね、格好で、今、頑張っておるところでございます。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8番（笹田鈴香君） まあ、1人でも安心、いや、1人残らずというか、もう、ほとんどね、その高齢者が安心して住めるように、やっぱりして欲しいと。まあ、介護保険だけに限らず高齢者福祉ということでお尋ねしてますので、聞くわけですけども、先ほど、手すりの例を、まあ、一例挙げたんですが、結局、介護保険をよく知らなかったとか、まあ、情報が近くにあっても聞けなかったという人もあると思うんですが、まあ、その中で、やむを得ない事情の場合は、できると言われたんですが、やむを得ない事情に、どのような例があるか、教えていただきたいんですが、どうですか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） やむを得ないというのはですね、1点だけです。

入院された方、あるいは入所された方がですね、家へお帰りになる時に、お帰りになる

までに、退院されるまでに改修する必要があるということをごすね、判定された場合には認められます。あいにく佐用町においては、合併以降、大分、書類的に探したんですけども、ないものと判断しております。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8番（笹田鈴香君） 一応、やむを得ない事情は、そういった事情で、ということは介護の認定も含めてということごすね。認定を受けてなくて、まあ、病院から帰ってくれば、まだ、認定、介護保険、初めての人であれば、まだ、認定は、届かないと思うんですが、そういったことも含めての意味ごすか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） 介護保険にかかわる住宅改修については、ご案内のとおり、人生いきいきは、まあ、100万円ごすよね。100万円ごすよね。そのうちの20万円は、介護保険対応なんですけども、当然、介護保険対応と言いますと、要支援あるいは要介護ごすね、認定を受けられておる方ごす。それが大前提ごす。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8番（笹田鈴香君） 時間もありませんので、結局、介護サービスを利用する人には、介護認定受けないと、今も言われたように、サービスが利用できないわけごすね。

で、例えば、元気だった人が、病気や骨折などで介護サービスを受けたい時は、特例で、その、先にサービス受けといて、後で認定されるという例もあると思うごすけども、結局、例えば、同じ介護保険でありながら、で、今、車椅子を利用している人、そういった、はっきりしている人が、まあ、手すりをつけたということで、そのサービスを受けたいと。してしまったけどということで、後追いでね、やっぱり、そういうことごすもして欲しいと思うごすんですが、そういったことは、是非、考えて欲しいと思うごすんですが。後追いが可能になるようにね、まあ、介護保険制度でいうと、国に求めて、で、この人生80年いきいきの、この条例なんかも介護保険と連動していると思いますので、やはり、やはり国にも制度改正を求めたり、それから町自身ごすでも、いろいろ、そのように条例改正など、やる気はないと言われましたけども、検討してみる必要はあると思うごすんですが、そのへん、検討ごするかしないか、国に求めるかどうかだけ、答えてごすください。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） 介護保険制度は、ご案内のとおり、平成12年から始まって

おるんですけども、このですね、いわゆる、その後追いですね、議員おっしゃる。後追いという部分は、以前はあったんですよ。あったんです。あったんだけど、なくなったということは、それだけ弊害の方が大きかったということですね。いうことは、業者さんですね、相手さんが弱い立場の人を利用して、悪質業者が、まあ、まかり通ったまでは言いませんけども、そういった状況が全国的にあったということ。

それと、実際、住宅改修した内容がですね、本当に、介護保険だったら介護保険認定者、それから、障害の方も、同じような制度がございますから、障害の方についてもね、本当に、その人の立場になって改修をされたのかというふうな部分が問題になって、ですから、18年の4月だったと思うんですけども、それ以降は、事前が原則ですよ。その前に、議員さん、常にお尋ねされておる、その時点で、ケアマネさんに入っていたらね、その人が一番熟知してますから、その利用者の方をね、その方のためになる住宅改修をすると。ひいては、その余分なことをすると、いつも、問題にされます、その保険料に即、跳ね返ってきますから、そこもやっぱり全国的なね、やはり僕は、申請主義が、いや、事前の申請主義が、これは僕、正しいやり方だと思います。

そやから国に求めるということは、考えておりません。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） 後3分です。はい、笹田君。

8番（笹田鈴香君） はい、分かりました。

では、国に求めることは考えてないことを確認しまして、次、最後の質問ですが、先ほど、石堂議員とも重なる部分があるかもしれませんが、佐用町学校規模適正化推進計画案についてお尋ねします。

複式学級のある江川・幕山・中安小学校から統合を計画されているわけですが、結論の押しつけでなく、住民の合意で進めるべきではないかと思い、お尋ねします。

11月15日ですが、江川小学校で、地域を対象にした懇談会が実施され、保護者などの間から、子供たちは少人数学級でも頑張っている。また、僻地学校教育研究会では、素晴らしいと褒められたと。もう少し詳しく言われたんですが、そういった意見や質問が出されていきました。

今までの説明会の中の質問にもありましたけど、当局側の説明が、大変分かりにくいと言われます。

そこでまず、今日は、本当に簡単に聞きますが、佐用町の目標は、重点事項として、複式学級の解消。小学校では1学級20人から24人とされていますが、本当にその数が適正だと思われるかどうか、そのへんを。それと、複式学級ですが、それが、それによって卒業した人でも立派な人が、たくさんいてということも申しおきたいと思います。

そして2番目に、世界の国々では小さな学校が大切にされています。WHO、国際保健機関では、子どもの心身の健康に責任を負う立場から、学校は100人以下が望ましいとしていますが、小規模校をどのように思われているのか、見解をお尋ねします。

議長（矢内作夫君） 回答の時間ないんですけどね、あの、1分程度で。

〔教育長 挙手〕

教育長（勝山 剛君） 議長、申し訳ありませんけども、大事なことなので、答弁だけさせ

ていただきたいと思いをします。

議長（矢内作夫君） はい、簡潔にお願いします。

教育長（勝山 剛君） 失礼します。

笹田議員からのご質問にお答えいたします。

まず、1つ目の、佐用町の目標は、重点項目として複式学級の解消。小学校の1学級の人数を20人から24人としておるが、これを適当な数字かということですが、文部科学省では、適正な学校規模の基準ということで、12学級から18学級と、こうしております。今現在、小学校の1年生が35人学級になっております。それで、順次35人学級にしていくという見通しとなっております。このため、佐用町の現状、児童数に沿った適正規模を検討、模索する中、平成21年1月に策定された、小中学校の校長・教頭代表、また、担当課長等で構成する適正規模検討作業部会の報告書にも示しているとおり、教育効果、教育指導についての議論の中で、また、現実に学校現場の実態から、1学級20名程度の規模が集団として人間形成を図るためには必要であるということ、共通認識を得ました。

また、今年1月に実施いたしました学校教育に関するアンケート調査では、1学級の規模として最も適切な人数について、小学校の教職員の回答は、20人から24人でありました。また、小学校の保護者においても20人から24人が最も多く回答されておりました。教職員と保護者、また、教育部局の思いがほぼ合致しているところでございます。

まあ、この規模になれば、チーム種目である、いろんなスポーツ、また、音楽、合唱や合奏等の題材が広がるなど、多くの好ましい効果が期待できると考えております。

さらに、グループ学習や校外で行う体験学習等においても5人から8人、3班から5班程度を編成することができ、個性を發揮しながら多様な取組みを行うに適しているのではないかと考えております。

まあ、以上のことから、佐用町として、1学級の規模として、20人から24人が妥当と考えております。しかし、これが18人になっても、26人になっても、これは、子どもの人数によってですね、変わってきますので、ご了解いただきたいと思いをします。

また、2つ目に、世界の国々の、

議長（矢内作夫君） 簡潔にお願いします。

教育長（勝山 剛君） 子どもの心身の健康に責任を負う立場から、学校は100人以下が望ましいとしているがという問いでございますけれども、小規模校を否定するものではありません。今、適正化計画では、過小規模校を小規模校にという段階でございますので、ご理解いただきたいと思いをします。

時間延長しましたけれども、どうもありがとうございました。

議長（矢内作夫君） 答弁も含めて1時間ということですので、そういうことでお願いしたいというふうに思いをします。

笹田鈴香君の発言は終わりました。

ここでお諮りをいたします。昼食のために休憩をしたいというふうに思いをしますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めますので、暫時休憩をいたします。
再開を午後 1 時とします。

午後 0 0 時 0 4 分 休憩

午後 0 1 時 0 0 分 再開

議長（矢内作夫君） それでは、休憩を解き、会議を続行します。
引き続いて、一般質問に入ります。
次に、9 番、高木照雄君の発言を許可します。

〔 9 番 高木照雄君 登壇 〕

9 番（高木照雄君） 9 番議席の高木照雄でございます。

今回は、3 点について、町長にお伺いしたいと思います。

まずは危機管理体制についてですけれども、本当にこう、こういうことを言うのは、恥ずかしいんですけれども、自分の体をもっと危機管理せなあかんのんじゃないかと思うほど、ケガをしております。申し訳なく思っております。

昨日も、午前中にケガをしまして、午後ちょっと、手当てに行って参りました。本当に申し訳ございませんでした。

まず第 1 点目は、危機管理体制についてですけれども、町民に分かりやすい公報紙と言いますか、危機に対する町本部の体制表をですね。最後に、3 枚目につけておりますけれども、これは伊東市の危機レベルの判定状況の、誰が見ても分かりやすい大きな字で書いてあります。佐用町にも、水防マニュアルに、ちょっと書いてあるんですけれども、字が小さいために、ほとんどの方が読めないんじゃないかと思うんですね。やはり、もう少し、こう、大きな表で、分かりやすい、この時期、いわゆる水防の時に、水防 1 号の時には、これだけのもんが出よんだとか、水防警報の時には、1、2、3 の時には、こういう形で取り組んでおるんだということをね、町民に分かりやすいような、大きな物で作っていたきたいと思います。

それから、防災マップについて、作っているということは、町民にとっても、危機管理を持ってもらうのですが、それに頼り切ってはいけないということ、この前、昨日も大下議員が言われておりましたとおり、議員研修で、片田先生より聞かされました。

やはり、この間の想定外の東日本の水害の時には、結局、マップの、ここはべっちょないという所の者が、逃げて助かっておるけども、これは、マップ外で、危険度がないという所が、ほとんど亡くなっておられると。

まあ、昨日も、ちょっと大下君が言ったかどうか、私がちょっとおらなかったんで分かりませんが、結局、そこの中学生は、マップ以外の所の中学生だったんですけれども、そこの中学生が逃げようということで、一旦は 3 階へ上がったんですけれども、降りてきて逃げたと。ほしたら、近所の年寄りも付いて来たと。それを見て、小学校の生徒も付いて逃げたと。それで、保育園も逃げたと。そして、600 人の子どもが助かったと。そういうことで、高い所へ避難して、また、もういっぺん避難して助かったと。だからその、マップ以外の、危険指定区域じゃないところからでも、600 人の子どもとおじいさんが助かっておるんだと。そやから、マップを信用しては駄目だということ、この間、言われました。

私も書いておりますとおり、確かにマップができて、東日本では、大きな堤防ができた。

この堤防さえできれば、もう津波は来ても助かるんだという、自信感ですね。そういう危機管理も、それがあからべっちゃんないんだということがね、本人や、その住民には、こらえと思うんですね。だから、逃げないんですわね。

ところが、範囲以外、マップ以外の者は、考えて、やはり、自分の身は、自分で守るんだということですね、そういうことで、マップは早く作って欲しいですけども、作った時に、住民には、マップを気にしなくて、自分のことを考えて、自分が命を助かるために逃げるんだということですね、周知しておいていただきたいと思います。

それから、もう1点、町長は、町民とのコミュニケーションをはかるために、集落なり地域に出向き、地域の行事に参加されていることは、大変いいことだと思っております。でも、できれば、専属の運転手をつけていただきたいと思います。

実は、今、シカが多いんで、夜帰る時に、皆、ぶつかって、大変こう、ケガをしている人もおりますのでね、もし、町長がやね、ケガでもされたら、この佐用町1万9,000人の住民が迷います。何とか、そういうことで、東日本の大槌町の町長が亡くなられた時に、本当にこう、町民が迷われたそうです。だから、町長に、できれば、総務課でもよろしいから、専属の運転手。神戸や遠い時は、青木君でもよろしいですけども、この近くまわり。佐用町を回られる時には、できたら、そういった形で、付けていただきたいと思います。

以上、ここからの質問とします。

議長（矢内作夫君） はい、町長、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） はい、それでは、高木議員より危機管理体制についてということで、3点のご質問をいただいております。それぞれ、お答えをさせていただきたいと思います。

まず、危機に対する町本部の体制表の配布についてのご質問にお答えをさせていただきます。

町本部の危機管理体制については、事案ごとに町職員が災害対応を行うために作成されたものであり、今年度に改訂した地域防災計画、風水害編については、町のホームページに記載しており、町民の方が閲覧することができるようになっております。また、危機管理に対する広報等については、昨年度に各家庭に配布した、わが家の防災マニュアルのような町民自らが行う事前対策や災害時の心得を中心に、今後、町広報紙やケーブルテレビの佐用チャンネル等を活用し、町民の皆様にお知らせをしていきたいと思っております。その中でまた、町本部体制等につきましてもですね、分かりやすく、また、お知らせをすることも工夫していきたいというふうに思います。

次に、自主防災組織の構築と意識の高揚を目的として、防災マップ作成実務講習会を開催したことによって、危機管理意識が高まったというふうに思っております。議員の申されますとおり、防災マップが全てではありませんし、防災マップに頼りきるようなことがあっては、また、ならないというふうにも思います。防災マップは、地域の危険箇所等を把握する上での1つの手段であり、自主防災組織で防災について、いろいろな協議や議論を重ねていかなければならないことがたくさんございます。防災マップは、作ることで自体が目的ではなく手段であり、自主防災組織を構築する上でのスタートラインに立ったに過ぎないというふうに考えておりますので、今後は、地域の皆さんと共に、生命と財産を守るため、個人、地域、行政がそれぞれの役割を明確にし、自然災害が減災できるように力を注いでいきたいというふうに考えております。

次に、専属の運転手を置いて、地域の会合、行事への参加をお願いしたいというご質問

をいただいておりますが、まあ、議員が申されるとおり、危機管理上においては、現在、私自身、1人で運転することが、専属運転手に比べて事故・事件の危険性が高くなるということで、できるだけ避けたいとは思っておりますが、そういうことで、町外への出張は、マイクロバスとの兼用の運転手や総務課職員及び会議等の関係職員に運転をしてもらっております。

まあ、しかし、町内での会議や催し物への出席につきましては、普段、私自身も自家用車を運転をしておりますし、町内ですから、それほどの危険性は心配ないというふうに考えております。

また、地域での行事や会議は、どうしても、土曜日、日曜日、祭日、また、夜間等の開催が多くある中で、私自身の時間的な自由が利くことや調整ができること、また、効率的な面もございまして、町内での運転については、まあ、気をつけながら、私自身が、移動については、運転をすることはやむを得ないというふうに思っております。

まあ、安全上、専属の運転手を置くことを言っていただけなのは、非常にありがたいと思うわけではございますけれども、1人の運転手を配置すれば、それだけとしても、当然、人件費も相当かかります。まあ、現在、行財政改革や、職員の定員適正化計画により職員の削減も行っている中では、大変難しいと思えますし、専属の運転手を置くということは、現在は考えておりません。

以上で、この場の答弁とさせていただきます。

〔高木君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、再質問、高木君。

9番（高木照雄君） 一番初めの公報紙につきましては、今、マニュアルのあれを配られておるということで、まあ、できれば、もう少し、分かりやすいのがいいと思うんですけれども、まあ、それでいいと思います。できるだけ、また、時期がありましたら、大きなマップを作ってくださいと思います。

それから、防災マップについてですけれども、昨日も、大下議員からマップのことを言われておりましたけれども、142集落あるうちの76集落で、まあ、できあがっているような回答が言われてたと思います。

まあ、地域によって、防災課長も答えておりましたけれども、結局、地域を回って頼むんじゃないしに、やってくださいという、お願いで、地域が率先的に、やるように持って行って欲しいというようなことも言われておりました。

ところが、地域によって、われわれの地域は、いっぺん寄っただけですよ。去年でしたかね、いっぺん寄っただけで、後、何の話もないんですね。私の平福地区だったら、いっぺん寄っただけで、何も進んでない。そういった所を、町としてやね、もう少し、真剣に考えてくれえやと。自分らのことやないかと。まして、水害が起きて、2年経ってますね。もう早、その災害に対する知識が薄れようとしておるんですね。お互いに。だから、地域が、みんな、危険度がある間に、しっかりしたマップを作って、その地域から安全を守ると。安全な地域にするということを、私は、再度、役場から、お前、もう少し考えてくれいやと。役場、強制するんじゃないけども、地域として頑張って作ってもらえんだろうかというような、僕は、そういう指導をして欲しいなと思います。防災課長、どうですかね。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（平井隆樹君） 失礼いたします。昨日も大下議員の時にお答えしたんですけれども、今後、この年度末、24年の3月の終わりまでには、もう一度こう、どこまで進んでおられるのかとか、それぞれの問題点に困られておるところがあるんじゃないかというようなことを、自治会長と連絡を取るような、アンケートになるか、まあ、聞き取りになるか分かりませんが、何か、そういう方法で確認をしながら、次へのステップを考えて参りたいというふうにお答えしておりますので、そういうお答えをしておきたいと思います。

〔高木君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、高木君。

9番（高木照雄君） はい、ありがとうございます。よろしく申し上げます。

それから、町長に運転手をとりました。町長は、ありがたいんやけども、経済面、予算面でいうことを言われたんですけれども、本当に、今、上三河平福線でね、シカが飛び上がってきて、（聴取不能）に寄って、車が、大分、めげよんですね。それで、この間も寄り合いしたら、もう、新車買った車が、もう全然あかんのやと。そやさかいに、危ないんやわ言うてやで、それを聞いてね、あえてこれを、僕は、町長が、あんまりこう、ずっとどっかかきにコミュニケーションに回ってくれてんでね、それは、ほんまに危険じゃないか思うてね、ちょっと、そのこと書かせてもらいました。町長も、まあ、ありがたいんやけど、予算の都合でと言われておるんで、一応、町長の、また、財政的に余裕ができましたら、それをお願いしたいと思います。

それでは、次、2番に入りたいと思います。

掛け替えのない故郷、町長が思われる町の姿ということで書いております。

限界集落よりも、今の集落を維持していく対策について、どう取り組んでいかれるのかということ、町長にお伺いしたいと思います。と申しますのもね、現在の利神小学校の生徒数は92名です。石井地区ではね、住民が717おる中で、17人の小学生しかおりません。それから、海内、桑野で234人おる中の10人が小学生です。平福では、677人のうち31人が小学生です。長谷は、931人おる中の34人です。だから、2,673名のうちの92名しか子どもがおらないんですね。

ところが、私とこの自宅から北ですね。北新町と延吉合わせて、子ども2人です。小学生。人数は、289人おります。その中で、2人なんですね。

それから、私の住んでいる北新町の集落は48人おります。その中で、80歳以上が12人、60歳以上が17人、60歳以下が13人、幼・小・中・大学生が6人です。本当にね、もう10年もすれば、それこそ、おじいさんとおばあさんばっかしになってしまう。こういうことで、限界集落よりも、今の集落を守ることを考えたらね、本当にこう、僕は、次のことを考えると、本当にこう、夢も希望もなくなってしまう。

だから、本当に、何を何とか考えていかなかったら、まあ、統合、適正問題で、幼、小、中の統合問題も出ておりますけれども、やはり、僕はね、そういうことを、何とかしても、この田舎にやね、われわれの故郷に人を迎え入れるというようなことをね、町長に考えていただきたいなと思うんですけども、町長、どうですかね。

議長（矢内作夫君） ええっと。

9番（高木照雄君）　　もう1点、あったな。

議長（矢内作夫君）　　あと1点。

9番（高木照雄君）　　ごめん、ごめん。
それから、今言うた。これも今。いいわ。

議長（矢内作夫君）　　2番目、それで、全てですか。

9番（高木照雄君）　　2番目、これ一緒にやった。言うてしもたから、答えてもろたらよろしいわ。

議長（矢内作夫君）　　はい、それでは、町長、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君）　　はい、高木議員からのご質問、まあ、本当に、根本的に、町が、一番、もう、考えなければならない、基本的な、まあ、大きな課題だということでございます、それだけに、非常にまあ、難しい、大変まあ、現在の事情、状況からですね、なかなか、効果的な対策が、打てないというのも現状であります。

まあ、掛け替えのない故郷、私が、町長が思う、町の姿ということでございますけれども、やはり、これだけ豊かなものがたくさんあふれておりますけれども、先般、ブータンからですね、皇太子ご夫妻がみえました。そのブータンという国は、世界で一番、幸福度という、国民がですね、幸福感を持っている。そういう調査では、一番の国だというふうに言われております。やはり、どういう町が、一番、本当に皆が、望んでいるか。どういう姿を望んでいるかということになりますと、やはり、町民みんな、住民みんなが、幸せに感じている。幸せを感じれる町だと思います。

その中には、今、高木議員お話しのように、地域にですね、昔のように、子どもの声、子どもの笑い声が聞こえてですね、また、その地域に根ざした、山や、田んぼを耕しても、物は豊かでなくてもですね、かつての日本の農村が、ずっと維持してきたような、あの姿。私達が子どもの頃のような姿というのはね、やはり1つの理想ではないかと思っておりますけれども、しかし、時代というものは、非常に、ドンドン変わっていきますし、その時代の中で、これからの町というものも、やっぱり現実的に考えていかなければならないというのも、また、これも、事実ではないかというふうに思います。

そういう中で、これだけまあ、時代が大きく変わっていき、社会が変化している。そういう非常に大きな社会の今、歪、その変化の中で出ていることが、今、お話しの、ドンドン人口が減り、実際に、今の子どもたちの状況を見ますとね、後10年、20年した時に、本当に、限界集落と言われる集落だけではない。全ての地域で、まあ、本当に、その地域を維持していくことができなくなる。言えば、安心して、皆が、日々、平穩に暮らしていける状態がなくなると。そういう危機感というものは、お互い、十分、私も持っております。

まあ、そういう中で、具体的に、限界集落よりも、今の集落を維持していく対策についてということで、なかなか十分な対策というのは、打てませんけれども、一応、答弁をさせていただきます。

限界集落よりも今の集落を維持していく対策について、どう取りくんでいくのかということのご質問でございますが、本年10月現在、佐用町には55歳未満の人口比が50パー

セント以上の、いわゆる存続集落が 63 集落あります。高齢化率が 50 パーセントを超える集落、いわゆる限界集落は 15 集落あり、10 年後に限界集落を迎える準限界集落は、64 集落に達しており、少子・高齢化と激しい過疎化の中で、10 年後には 55.6 パーセントが、限界集落を迎えることとなります。

現在、冠婚葬祭、農業、消防・防災など、1つの集落で全てまかない、今後も維持していくことは、佐用町内の全ての集落で大きな問題となっており、これらの対策を考えることが、佐用町の多くの集落の維持を考えることに直結する状況でございます。

その対応策として、佐用町では、住民と行政の協働のまちづくりを推進しております。ご存知のとおり、概ね各小学校区ごとに地域づくり協議会が組織され、集落を横断する住民自治組織として、活動が行われております。また、自治会の相互協力体制を図るべく、自治会連合会で、この9月に自治会間相互協力検討委員会を設置し、協議会を進めております。この委員会とも連動して、まちづくり推進会議でも自治会相互協力分科会を設置し、集落維持のための課題を集約し、課題に応じた対策を検討しているところでございます。その根底に流れるのは、住民同士の助け合いの土壌づくり、ひいては集落間の連携、地域内の相互協力の土壌を作ることにあります。集落機能の維持を図るとき、集落間の相互協力が不可欠であり、その土壌づくりに、今後も引き続き、地域づくり支援を行ってまいりたいというふうに考えております。

次に、町内保育園、小中学校の適正化に向けて検討中ですし、子どもの数も少なくなっています。どうやってこの町を守るか、その考えを聞かせてくださいとのご質問でございますが、少子・高齢化と過疎化の中で、合併当初、2万1,706人であった人口は、現在2万人をきり、今年の10月15日現在で、1万9,775人まで減少をいたしております。ご指摘のとおり、子ども達の数も少なくなり、今後も人口減少は続くことが予測されております。現在の地域や自治会の状況が、右肩上がりや平行線を目指すことは重要ではございますが、人口の減少や少子高齢化を少しでも緩やかにし、少しでも長く今の状況が続くような施策も地域の皆さんと行政が協働で考え、今住んでいる者が、住んで良かったと実感できるようなまちづくりを目指していきたいというふうに考えております。その中で、町では、雇用促進住宅を買い取り、町営の定住促進住宅として運営を始めたり、さよう子育て支援センターを中核とした子育て世代の側面的な支援のほか、乳幼児医療の対象拡充などによる経済的な支援など、子育て世代への各種支援策を講じ、より良い子育て環境の整備に取り組んでいるところでございます。

更には、佐用町が情報過疎とならないために、全町域に光ファイバーを敷設し、都市部へ便利に通勤していただくため、JR姫新線の高速増便化を図るなど、都市部にも劣らない社会資本の整備を実施をまいりました。

また、町内の各地域づくり協議会を中心に、先人から引き継いできた、地域の資源を生かした様々な活動が行われており、それは佐用町で生きるための、生きる誇りの醸成につながっていると信じております。

実際に起きている少子・高齢化や人口減少など、数値のみに目を向けると、非常に負のイメージとして捉えられる事象が続き、その状況を打破することは、極めて厳しい状況であるというふうには思っております。

しかし、そのような背景の中でも、社会インフラや各種施策など、ハードの整備に加え、地域住民の皆さんによる、佐用町に住む誇りを育む活動が行われる中で、佐用町を守っていくより、ほかはないというふうに思います。

全国の過疎自治体同様、佐用町も現在のところ、特効薬はございませんが、これまで同様、住民の皆さんと行政が協働する中で、お互いに知恵を出し合い、佐用町の将来を築くことこそ、今後も佐用町を守り、育んでいくことにつながるのではないかとこのように信

じております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔高木君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、2点目、再質問、高木君。

9番（高木照雄君） 再質問、させていただきます。

まあ、本当にこう、人数が少なくなっていく。人口が少なくなっていく中で、どうして、この故郷を守っていくかということは、本当にこう、難しい問題であろうと思います。

情けないか、私とこの息子も出ております。と言うのも、やはり人数が少なくなっていて、もう、女の子ばっかしなんで、やはり、ここから姫路や龍野へは通えない。それなら、もう、おやじ、出させてくれえやということで、出てます。そういうことで、人数が、私自身が情けなく思っておるんですけども、それでも何とかして、私もこの町に住んで70年です。何とか、皆と一緒に合わせて、活性化のために頑張っていきたいという気持ちは持っております。

まあ、今日の、この一般質問で、井上議員も空き家の適正管理についてとか、また、金谷議員が、住宅のリフォームへの助成金と。助成制度を作ったらどうかというような意見も出ておりました。

私もまあ、そういうことで、一応、広島県の神石高原町の、その集落では、便利で安心して暮らせる田舎づくりをということで、いろんな施策を作ってやっております。住宅建築事業費補助金交付事業、100万円の助成金。それから、住宅取得促進奨励金交付事業のあれ。それは5年間、固定資産税2分の1。空き家及び住宅改修補助金交付事業。それから空き家バンク、町有林樹木無償譲渡事業というようなことで、何とかして、この町に人を入れたい、人口を増やしたいということで、いろいろとこう、考えてやっておられるそうです。

私、ちょっとここへ行こうかな思ったんですけども、ちょっとケガしたさかいによう行かなんだんですけども、ケガ、ちょっと調子悪かって、よう行かなんだんですけども、いっぺん行って調べてみたいという気持ち持っております。

何かこう、何かをしないと、このままでは、本当にこう、金谷君も言うておりましたけど、企業にしても落ちぶれております。どの仕事にしても、また、百姓、農業にしても、これといった実りはありません。仕事もない。そんな中で、この佐用町の将来を考えた時には、何かの手段を持って、考えて、皆で考えてやっていかなんだら、私は、それこそ、過疎が過疎になって、ここを逃げて出る者があるんじゃないかというような気もしております。これじゃあ、われわれが住んできた佐用町というところも、本当に情けなくなりますので、何とか皆で、もう少し考えて、何かのグループでも作って、研究をしてやっていただきたいと思います。

この2番目についての問題は、そういうことなんで、町長も言われるとおり頑張っていたり、いただくことをお願いして終わりたいと思います。

それから3点目の、各分団に発電機の設置をということで、消防署の広域化も見送りになったそうです。各分団に無理なら各地区でも結構です。大災害が続くのを見る時、停電のことを考え、発電機の必要性を、是非必要であり、かかせないものと思います。予算時期を迎えておりますので、是非考えて取り組んでいただきたいと思います。

実は、私が消防団現役の時に、静岡県清水町に視察に行かせていただきました。その清水町は1町、1消防団、1消防署ですね、そして、やはり消防団は、発電機の管理は

できないということです。と申しますのも、発電機は、月に2回ほどエンジンかけなかったら、やはりバッテリーが上がるということで、その清水町は、消防署の2人が1週間に1ぺんほど、ずっとこう、回って、回るんですね。その点検に。発電機の点検をやるんだと。そのことによって、いざ有事の場合でも、発電機がいつでも使えると。ところが、その近くの消防団で、発電機が買ってあるけども、結局、消防団に任せておるんだから、結局、いざいう時には、使えないということが出てきようらしいですね。

だから、私は、この時期に、まあ、消防署が広域になったら難しいんですけども、やはり1町団、1消防署ということで、まあ、週に2人ぐらいなら、何とか、30分か1時間ほども回りゃ回れるんですから、そういったことで、発電機の購入をお願いしたいと思うんですけども、よろしくお願いします。

議長（矢内作夫君） はい、3点目、町長、答弁願います。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、3点目の、消防各分団にですね、発電機の設置をということでのご質問。今、ご質問の中で、その管理についてですね、消防団ではできないので、消防署員が管理をすることもできないかというようなご質問がございましたけれども、その点については、また、協議を、考えて、議論をしていかなければならないと思いますけれども、今、設置ということについての、まず、答弁をさせていただきたいと思います。

昨年度から実施しております防災マップ作成の中でも、自主防災組織のあり方などの協議や検討をさせていただいておりますが、消防団や各自治会を含めた自主防災組織等では、一時避難所や防災活動を行う上で発電機を含めた防災資機材が必要であると考えております。その中でも、照明、また、いろいろな機材を使う上でも、電気というものの確保ということは、非常に大事だというふうに考えております。必要とされる防災資機材は消防団や地域によって多少の違いがあると思われませんが、消防団の分団と調整しながら、また、必要な、自治会とも調整をし、必要な備品や資機材を設置するよう検討をしております。

しかしながら、資機材の中には、今、お話しのように、ご質問のようにですね、日頃からのメンテナンスが必要とするものがあるため、資機材を有効活用するための組織づくりが必要であり、自主防災組織の再構築が、まず、最優先ではないか考えます。自主防災組織の再構築を重点事項として、発電機を含む資機材を備品として設置することを自主防災組織と協議を進めながら調整するよう、今後、前向きに取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上、簡単ですけども、この場での答弁とさせていただきます。

〔高木君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、再質問、高木君。

9番（高木照雄君） どうもありがとうございます。

町長の、本当にこう、前向きな考えを聞かせていただきまして、ありがとうございます。

まあ、できましたら、自主防災組織と共に、まあ、この、そういった備品なりを準備していただきまして、安全なまちづくりのために、いざ、有事があった場合に、できることをお願いして、ここで一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

〔町長「ちょっとよろしいか」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） その中で今、当然、発電機というのはですね、私も、大変大事だと思ってます。特に、周辺山間部ですね、集落においては、孤立してしまう所もありますし、それから、電気がですね、送電線が、まあ、倒木等によってですね、長時間、停電する場合は、以前にもございました。まあ、そういう中で、電源の確保ということ、これは、避難をするにしても、避難生活をするにしてもですね、まあ、非常に大事な課題です。

まあ、それに対して、対応できる方法として、その小型の発電機というものは、非常にまあ、有効な物であろうかというふうに思っております。

ただ、それも、今、ご質問にもありました、メンテナンスをしないとですね、その時に使えないと、何もならないわけなんですけれども、私はまあ、これ、各消防、やはり地域にお願いをして、まず、その中でも消防団の皆さん方に、まあ、月1回の、普通、どこの消防団においてもですね、ポンプ車等の点検作業に当たっていただいております。その時に、同時にですね、やっぱし、メンテを、点検をしていただければというふうに、基本的には考えているんですけども、月1回やれば、週1回とか、そんなことまでしなくてもですね、今の空冷なりの機械、発電機等においては、私は、まず、基本的には、問題ないというふうに考えておりますので、こういう資機材については、まあ、既に消防団の分団においてはですね、配置をされている所もありますので、そういう所が、必要な所、また、ない所、そのへんは、また、消防団とも、また、各自治会とも、それぞれ、この防災計画、地域防災計画の中にもですね、まあ、その避難所等の資機材としても必要な場合もありますので、そういう所で協議をしながらね、取り組んで参りたいということ、再度、お話しをさせていただきます、終わらせていただきます。

9番（高木照雄君） はい、どうもありがとうございました。

議長（矢内作夫君） はい、以上で、高木照雄君の発言は終わりました。

続いて、17番、平岡きぬ糸君の発言を許可します。平岡君。

〔17番 平岡きぬ糸君 登壇〕

17番（平岡きぬ糸君） 日本共産党の平岡きぬ糸です。

私は、ごみ行政についてと、下徳久水路汚水問題についての2点について、一般質問を行います。

まず、この場所からは、一番目のごみ行政について質問を行います。

〔井上君「議長、時間が合っていない」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） ああ、ごめん、ごめん。すいません。

よろしいか。はい、どうぞ、すいません。

17番（平岡きぬ糸君） 続けます。ごみ行政について、にしまりま循環型社会拠点施設が、平成25年4月に稼働するのに伴い、ごみの出し方や処理の内容が大きく変更することに

なります。そこで、次の点について、町当局の見解を質問します。

1、資源ごみのごみステーションの設置は、全額、町の負担で行ってはどうか。

2、現行の可燃ごみステーションの削減、統合を強いることのないようにすることについて、現行の可燃ごみステーションの助成、10万円を限度に7割町補助という制度ですが、これを拡充し、住民負担を軽減されることについて。

3つ目に、現行の可燃ごみ袋1枚40円は、見直しし、無料にすることについて、どうか。

4つ目に、複雑な分別収集は、高齢者をはじめとした住民にとって、大変な負担になるので、押し付けにならないようにすることについて。

5つ目に、大型ごみ処理場の稼働に伴う管理運営については、民間に委託するとのことですが、具体的にどうなるのかを明らかにしていただきたい。

その1つ、管理運営を民間委託にする根拠は何でしょうか。

2つ目に、維持管理費で、直営と民間委託での比較は行ったのでしょうか。その内容はどうか、これについては、資料を示していただきたい。

3つ目に、民間委託では、行政の権限は、どうなりますか。行政の責任で管理すべきだと思いますが、いかがですか。

4つ目に、現在の佐用町クリーンセンターの職員の働き方はどうなるのか。

以上、よろしくご回答お願いします。

議長（矢内作夫君） はい、1点目。町長、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、平岡議員からのご質問、第1点目のごみ行政についてというご質問に対して、お答えをさせていただきたいと思えます。

ごみ行政について、5点についてのお尋ねでございますが、1点目の、資源ごみステーションの設置は全額町負担で行ってはどうかのご質問でございますが、今回、資源ごみステーションの設置について、各自治会長さんには、ごみの分別が変わるために、今ある集積場以外に新たに設置していただくようお願いをしているところでございます。

新規に設置される資源ごみステーションの補助については、現在のところは、佐用町ごみ集積箱設置補助金交付要綱の規定により、補助率70パーセント、補助金上限10万円に対応しておりますが、年明けからのモデル地区での資源ごみステーションの設置経費を参考に、また、標準的な使用戸数から大きさを試算して、補助金の率や金額等を検討をして参りたいというふうに考えております。

また、2点目の、現行のごみステーションの削減、統合を強要せずに、助成制度を拡充されたいのご質問でございますが、変更するごみの回収は、燃えるごみについて、可燃ごみについては、今後においても、現行の箇所を変えないで回収をいたす予定でございます。補助制度は、先に述べましたとおりで、これからも継続していきたいと思っておりますし、その内容については、検討をして参ります。

3点目の、現行の可燃ごみ袋を無料にしてはどうかのご質問でございますが、平成7年のクリーンセンターの稼働に併せて、指定ごみ袋を40円に改正されたもので、袋の作成費とごみ焼却に要する費用の一部を住民の方に負担をしていただいておりますので、新施設への移行後においても、可燃ごみは焼却処分されますので、焼却費用の一部負担は同様に考えており、無料化にすることは考えておりません。

4点目の、複雑な分別収集を高齢者などにおしつけないようにのご質問でございます

が、ごみの分別は、大量に捨てる生活を見直し、資源を有効的に活用して、利用できるものは、できるだけ繰り返し利用したり、ごみを資源に再利用して、少しでもごみの減量化を目指すことでございますから、今回の分別については、集落説明会をはじめ、広報、佐用チャンネルなどを通じて周知をさせていただきながら、趣旨のご理解とご協力をいただかないことには、ごみの減量化は進みません。まして押し付けで、この事業の進捗はあり得ないと考えておりますので、皆さんのご協力をよろしくお願いしたいと思います。

5点目の、大型処理場の稼働に伴う管理運営に関するご質問でございますが、最初に、管理運営を民間委託にする根拠は何か。現在建設中の熱回収施設とリサイクル施設、それに、余熱利用発電施設は、完成後 24 時間連続炉で、管理運転業務も専門知識と経験を持った作業員が必要となります。また、運転・維持管理には、相当の経費がかかる見通しから、財政支出抑制の観点からも、効率的かつ効果的な運転・管理が求められます。以上の点から、民間委託のなかで、長期包括委託を検討しておりますが、そのメリットとして、適切なメンテナンス計画により施設の長寿命化が図れます。また、民間企業の創意工夫が企業にとってメリットとなり、維持管理業務の効率化が期待できることなど考慮して、正副管理者会議、また、組合全議員協議会に諮り方針を決定したいと考えております。

次に、直営と民間委託の比較はどうかとのご質問でございますが、先ほどお答えしましたが、運転管理には高度な知識が必要になることや、24 時間運転で施設勤務職員の配置等に課題が多くあり、簡単に費用のみで比較することは困難と思われませんが、現在は、組合部門と委託部門の業務分担を検討しているところでございます。

次に、民間委託では行政の権限はどうかとのご質問でございますが、民間委託したからといって、行政の責任が免れるものではありません。定期的に運転マニュアル、排ガスデータなど、一例ですが、提出をさせ、監視体制には万全を期して参ります。また、各種データ等も情報を開示して、住民の皆さんに安全な施設として信頼が得られるよう努めていきたいというふうに考えております。

最後に、佐用クリーンセンター職員の働き方はとのご質問でございますが、現在、クリーンセンターでは、受付業務から、収集業務、焼却業務まで、全て直営で運転管理をしておりますが、25 年度からにははりま環境事務組合に移行されても、焼却業務を除く業務は引き続き構成市町に託されておりますので、現行の職員で対応することになりますが、年々、定年退職者も見込まれ、職員数が減少することから、今後は近隣市町のように、収集の民間委託の導入も視野に入れて、検討をしていく必要があるというふうに考えております。

以上、この問題に対しましての、この場での答弁とさせていただきます。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、1 点目、再質問、平岡君。

17 番（平岡きぬ糸君） 最後に、5 点目にお尋ねした大型処理場の稼働に伴う管理運営についてから、再質問したいと思います。民間委託にすることのメリットを挙げられたんですけども、24 時間運転管理する上で、専門的な知識が必要だということや、メンテナンスとか、その長寿命にしていきたいということで、これについては、まだ、最終的な方針は、決定していきたいと言われたので、まだ、協議中というふうに理解したらいいんでしょうか。決めていきたいという、最初のご答弁だったかと思うんですけど、ちょっと、確認ですが、お願いします。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） いろいろと、調査をした中でですね、今現在の、各、他の自治体の施設等においても、概ねまあ、そういう方向で、今まだ管理運営がされております。そういうことを踏まえて、そういうことを検討、きちっと、検討しなきゃいけないということで、まあ現在、その長期包括的な、包括管理、委託を行っていくには、どういう内容にしていくのか、どういう問題があるのか、今、いろいろと調査研究、また、その計画についての計画書を、まず、作っております。で、専門委員会も設置してですね、そこでも検討をいただいております。

ですから、まあ、そういう検討をするということについては、管理者会で決定をいたしておりますけれども、最終的に、どのような機関で、どのような内容で、委託をするのか、これについては、まだ、今、全てが、これから、その決定をしていくという手順を踏んでいくということになっておりますので、現在においては、まだ、そういう検討段階でございます。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17番（平岡きぬ糸君） はい、分かりました。

それで、で、現行の可燃ごみステーション、それからでは、資源ごみのごみステーションについて、それぞれ設置に当たっての助成制度。町が設けている、現在、要綱で設けているものについては、これからも、いろいろ、モデル事業とか、そういうものを通して検討していきたいということで、まあ、軽減していく方向で検討されるのかなというふうに、いいように理解しましたけれど、そういうふうに理解してよろしいんですか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） これは、全町一斉に、整備をしていかなきゃいけないということが、まず、前提にあります。

ただ、その中で、可燃ごみ等については、今までどおりですし、まあ、これまでも、不燃ごみとしてですね、分別はされておりました。その中で、まあ、細分化をしていくということで、まあ、量的にドンドン増えるものではありません。ただ、そういう細かく細分化するのに当たってですね、月1回、だいたい基本的には、そういう資源化ごみは、その品目によって、まあ、収集日を変えてですね、収集をしていくんですけども、その集落での集め方においてもですね、その品目ごとにすれば、そんなに大きな物はいらぬ。そやけど、月1回ですけども、いつでも、そこに置いておけるような物を作ろうとされればですね、かなりまあ、大きな物が、また、逆に必要だという場合もあります。

まあ、できるだけまあ、効率的に、また、コンパクトにですね、設置して、後の管理もしやすいような施設にしていきたいなということで、今、担当の方でもですね、他の、他町の実際に作られているごみステーション等のモデル的なものを研究して、見て来たりですね、それを提示したり、今後、そのモデル地区として、とりあえず試行をやっていただ

く所に、そういう施設を設置して、まあ、それが、どれぐらいな費用が要するのか、そのへんも、標準的なもの。また、規模が大きくなれば、こう。それから、小さい集落ではこれぐらいというようなですね、若干、やっぱり大きな集落とですね、小さな集落で、この差がですね、不公平になるということは、問題が出てきますので、公平性を保てるような形での検討を考えていきたいというふうに思っております。

ですからまあ、ご質問の、ご指摘の、全部、町がすべて、無料でということは、できませんけども、まあ、現行の補助をしているよりか、悪くならないようには、当然、検討はさせていただきます。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17 番（平岡きぬ糸君） その、こういう物を検討していく上で、現在、集落、全集落で説明会をするということ、事前に承知して、昨日からですかね、スタートしているというのも聞いているんですけど、そのモデル的な資源ごみステーションをしていくという所については、具体化は、全集落の説明より早いような、事前の広報というか、チラシなどを見ると、そのように理解したんですけど、モデル的な、その収集については、具体的には、今、どれぐらい進んでいるんでしょうか。実態をお聞かせいただきたいんですけど。

議長（矢内作夫君） 住民課長。

〔住民課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、住民課長。

住民課長（谷口行雄君） 失礼します。今の答弁ですけども、まあ、モデル事業につきまして、前から言ってますように、各旧町単位で1箇所ということで、話進めております。

まだ、ここで公表することまではないんですけども、まあ、その自治会長、また、役員さん等の話はしております。

そういうことで、まだ、個人的な、全住民対象の説明会してませんけども、一応、内諾的には、その各1集落、4集落の内諾は受けておりますので、今、昨日からまあ、回ります説明会の空いてる日、まあ、金、土、日が空いておるんですけども、そのへんで、モデル地区につきましては、説明会を計画して、モデル地区につきましては、来年2月頃を目途にしますので、それまでには、その間の日をぬって説明会に行かせてもらおうと考えております。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17 番（平岡きぬ糸君） 3つ目に、でお伺いしている、ごみ袋の関係なんですけれども、その料金を決定するのに当たっては、そのごみの袋の原価というか、それと合わせて、ごみ処理費も加算して、1枚当たり40円というのを決めたという経過だという、最初のご答弁だったと思います。

で、そういう中であって、今度、新たなごみ処理施設が稼働、25年4月からするわけですが、そういうことになる、この新たな施設にかかる費用も、このごみ袋で添加していくのか、将来、そういう考えはあるんですか。

ちょっと、その点ちょっと、むしろ無料にするべきではないかと、私は、その質問をしているんですけど、増えていくようなことは、ありませんか。心配する、懸念はありますか。お伺いします。

〔住民課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、住民課長。

住民課長（谷口行雄君） このごみの袋につきましては、先ほどもありましたように、各構成市町それぞれが持ち込んで、それぞれの単価で、最終的には負担金の方で精算されるようになります。

ということで、この佐用町につきましては、この現行の40円、そのまま、にしはりまにも、そのまま移行して、40円の袋で出してもらおうと。可燃ごみにつきましては、可燃ごみと不燃ごみ、埋立ごみにつきましては、そういう形で考えております。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17番（平岡きぬ糸君） まあ、袋代のことで、その処理施設の事を併せてお聞きしたかったんですが、まあ、処理施設の建設がもう、始まっていますし、稼働が、目前に迫るといえるか、かなり年数が延びながら、稼働していくというふうになっているところなんですけれども、このごみ処理施設の稼働に至る経過の中では、ごみそのものを減量していく。今回も分別をこう、非常に住民の人に負担をならないように、配慮すべきだという提案をしているんですけど、いろいろと、2つだったものが、かなり増えますよね。そういう、住民に対して、大変な思いをさせてやるということで、むしろ、ごみそのものは、計画で、1日当たり、どれだけ処理する施設というふうには、この稼働される施設はなっているんですか。

まあ、人口も、先ほど来質問の中にもありましたけれども、現実に減ってきていますので、その分、ごみも減ってきますでしょうし、そういう流れからすると、今回稼働される施設というのは、どのようになるんですか。時間もまあ、かなりかかっている経過がありますけれども、1日の処理量とか、それから関係する町のごみ量が、どんなふう経過してなっていくのか、そこらへんもちょっと聞かせていただきたいんですが。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） あのまあ、この施設ができる前、今現在の佐用町のクリーンセンター、この、については、先ほどお話しのように、今、可燃ごみと不燃ごみ。でも、私とこの施設というのは、そういう状態で、他の自治体というのは、もっと以前から分別して資源化をする。

私の方の議会の中でもですね、まあ、皆さん方からも、その、やっぱり現在の環境問題、いろいろとまあ、取り組んでいかなきゃならない中でね、もっとやっぱり資源化をし、そのリサイクルをして取り組むべきじゃないかということ、再三、また、質問もされたところ、

ですからまあ、それは、佐用町として、今回の新しい施設と一緒に、組合としてやっていく。それまでは、今までの中でやっていきますと。まあ、その中で解決をしていきますと。取り組んで参りますということで、現在に至っております。

それから新しい、また、今の建設している施設につきましてはね、当初まあ、計画の中で、相当のごみ量というものが試算されておりましたけれども、かなりまあ、その中で、いろいろとずっと検討を加えていく中でですね、最終的に 89 トン、日量という焼却能力を持った施設にするということになったわけです。

ただまあ、当然これは、一方では、このごみのリサイクル施設、資源化施設も建設をしておりまして、皆さんの協力をいただきながら、いただければですね、まあ、できるだけまあ、そういう、そのリサイクルし、資源化をしていくということになれば、ごみの減量も当然、可能になると思いますし、また、減量はしていくべきだと思います。

ですから、ただ、炉の大きさとしてはね、能力としてはもう、89 トンということで、あの段階で、もう、決定をしなければ、次の建設に進みませんから、決定はしておりますから。

まああの、それが、例えば、今後の取り組みの中で、また、経済情勢の中で、ごみ量が日量 70 トンになるとか 80 トンになるということも、これはあり得ると思いますけども、佐用町の現在の炉においても 30 トン炉でやってますけども、まああの、ある程度の、当然余裕も、当然いるわけです。炉の改修工事とか、いろんな 1 年間で、その全て、2 炉を同時に使っているわけではございませんので、ですから、少なくとも少なくするだけ運転管理だとか、後の光熱費、メンテ、いろいろと、その寿命も長くなりますし、炉の経費も、運転管理経費も削減もできるわけですから、それはそれで、努力をしていかなきゃいけないということでございます。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17 番(平岡きぬ彥君) まあ、余裕を持った 89 トンの広域でのごみ処理施設というふうに、情報として、今回まあ、ごみの新しい処理施設ができることに伴って、住民に対しては、その細かく分別してくださいという関係から、このごみ処理、新しくできる施設が、じゃあ、どんな施設なんだろうということで、私は、もうちょっと、その経過も含めて、管理運営については、これから方針は決めていくことだと言うことなんですけれども、人口が減っていく、それから、リサイクルをしていく、資源ごみを分別して、燃やせる物は、ドンドン減らしていく。まあ、大事なことを、やっていけばいくほど、そういう大きな余裕のある施設というのが、まあ、決定されて進んでいる状況がありますから、あれなんですけれども、この中で、もう 1 つ気がかりなのが、その、今、関係する関係町が将来とも、今のまま管理運営に携わっていくという、もうずっと変わらずにあるんですか。その点も、ちょっと聞かせてください。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 余裕のある大きな施設をつくっているということではありません。その当時の中で、必要な大きさというものを、処理量というものを算定をして、それはもう当然、そういう、その後の取り組みの中で余裕が出るかもしれませんし、それ以上にはならないようには、努力をしていきますしね、その、実際に、先ほど言いましたような、社会状況、経済状況の中で、まあ、今後、どうなっていくかということは、確かにありますけども、初めから、大きな余裕を持って過大な物をつくっていくということではない。これは、やはり、検討の中で、当初 100 何十トンの処理が必要ではないかということが計算された中で、ドンドンとまあ、精査をしていきながらね、最終的に 89 トン。しかも、それは、当時まあ、今言われた姫路市に合併しました安富町分ですね。まあ、こういう安富町分についてもですね、当然まあ、ごみの、姫路市が、ある程度バックアップとして、もし、能力的に、炉が長期間使えなくなったりですね、片方が。処理ができなくなったような時には、バックアップとして協力をいただくというようなことも確認をしてですね、今の炉に、大きさにおさえていると。ある意味ではおさえているということで、進めてきているわけでございます。

まあ、それからまあ、将来的にはね、そういう状況の中で、建設後何年間は、当然、これは組合としての、今、構成町としてやっていますけども、まあ、今後の構成町の話し合いの中で、将来的に一部、その変更がある場合も出て来るかもしれませんが、それは、構成町でのお互いの話し合い、合意がなければできないということでもあります。はい。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡さん。

17 番（平岡きぬ糸君） 構成町の中で、絶対動かないのは佐用町は、間違いなく、ずっとこの施設とお付き合いしていくという、そういう関係ですよ。

〔町長「宍粟市もですよ」と呼ぶ〕

17 番（平岡きぬ糸君） 宍粟市さんもですか。

〔町長「上郡も」と呼ぶ〕

17 番（平岡きぬ糸君） そこらへんも、もうちょっと詳しく聞かせていただきたいなと思ったんですけど。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 詳しくっていても、このことはもう、ずーっと以前からもう、この課題、問題ですね、もう 10 何年近く、私もまあ、何回も、いろいろな説明もさせていただいてますし、どこの構成町で、どういう内容でですね、経過というの、皆さん方も、そういう、その状況、これまでの経過というの、共通認識をいただいているというふう

に思っておりますけれども、まあ、現在の構成町というのは、当然、佐用町、また、宍粟市、元々は、上郡町と新宮町だったわけですね。3町の中から、合併ということがあって、まあ現在は、その宍粟市の場合には、安富町を除いた部分になりました、けども、市はね。そやけど、安富町も入った中で、分も入れた、元々の宍粟市、旧6町分が、この圏域に入っているわけです。

それから新宮町は、まあ、たつの市になりましたけども、これは、たつの市の中の旧新宮町圏域だけ、部分だけが、この組合の中に、圏域としては入ってます。ただ、構成市としては、たつの市として加入をいただいているということでもあります。

だから、安富町の分も姫路市は、姫路市として、構成町に入らせていただいているということです。

それから、上郡。これはまあ1町ですね。上郡町。

まあ、それだけの中で、今、構成して進めているということでございます。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17番（平岡きぬ糸君） それですね、まあ、佐用町の場合、その、今ある佐用のクリーンセンターは、まだ、稼働ができる状態ですけれども、新しい施設に、以前、決算などでも、いろいろと修繕しながらだったら、まだもちますよというような状態が、現在ある中で、新しい施設が完成して、そちらの方に移行していくという、そういう状況がありますので、新たな施設の管理運営については、やっぱり、それに伴う運営費であるとか、そういう物を関係する構成町の中でこう、分担して運営していかなければいけませんので、その関係する構成町のね、動き、動向というのは、非常に私、負担がね、減るんじゃないかと、増えていくんじゃないかというような、ちょっと懸念を、この間の、広域の、あの、会議録を目を通させてもらったんですけれど、そういう点についても、ちょっと懸念の声なども、会議録を見る中ではありましたので、そういうことも、現実にあるんだなということは、なかなか住民の人には、共通認識になっているということをおっしゃるんですけれども、あまりこう、分かりづらい。未だ、そういう共通認識までいってないんじゃないかなと思いましたので、改めて聞かせていただきました。

それで、分別なんですけれど、その分別の説明について、昨日から始められているので、具体的な説明内容は、まあ、現実集落に来られた時は、参加しようというような状況なんですけれども、どういうふうな形でされるんですか。具体的なサンプルというんですか、ペットボトルとか、そういう物こう、持ち運んだり、それから、スライドですということ、協議会の中では聞かせていただいているんですけれど、やっぱりあの、住民にとっては、2つの分別から変わるわけなので、それを理解しようと思ったら、より丁寧な説明が必要だと思えますし、その1回の、夜ですよ。ずっとこう、説明会そのものが。それにまあ、出向かれる方は、いいんですけど、出られない人は、文章とか、そういう物だけで理解していくんですか。そのへん、より丁寧な説明をしていただいて、その分別が、ちゃんとこうできるように、モデルのものもするとはいうことではありますけれども、全集落ではありませんから、そこらへんの説明のあり方について、ちょっと聞かせてください。

〔住民課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、住民課長。

住民課長（谷口行雄君） 11月頃から自治会長で報告して、12月12日から全集落、2月16日まで回るということで、昨日から回ってます。職員、住民課担当ですけども、全職員、管理職、課長、室長、副室長お願いして、3人編成で毎日5班出ております。

まあ、そこに、自治会長さんに出させてもらいました文書の中には、ごみを出す。家でごみを出す人に来て欲しいというようなことで出しております。

まあ、1自治会では、1軒に2人出なさいというようなことで、昨日も、小さな部落でも、私はまあ、石井の方へ行ったんですけども、50軒ほどの部落で41人も来られておりました。半分ぐらいが、だいたい女性の方で、来られておりました。

まあ、そういう形で、欠席者もあるんですけども、そういう形で、大勢の方が関心持たれて来られおります。会議の内容といたしましては、先ほども議員さんおっしゃられたように、5箇所いっぺんに行きますので、違うこと言うても困るんで、パワーポイントというのを使用して、それぞれ原稿も作りまして、だいたい同じようなことを、一通り、20分から30分ぐらいかけてやらせてもらっております。

その中において、画像だけではなかなか難しいので、そこには全て、アルミ缶とかスチール缶、瓶も3色、それから、プラスチック系、それぞれ全て、紙袋へ入れて持って行ってもらって、それぞれ説明しながら見せていくと。ペットボトルの蓋はこうですよ。ラベルはこうですよ。言いながらやって、やらせてもらっております。

ということで、きめ細かにやるつもりなんですけれども、まあ、中には夜ということで、昨日なども、大分冷えておりましたので、来られる方も、来られてない方もあります。そういう方について、どうするかということで、まあ、もういっぺんぐらいやってくれるんかと言われましたので、私の方は、もう昼間でも、まあ、よく言われる出前講座ですか、そういうふうな形で、こちらが許す限り、間だ間だで、そういう時間のある所は行かせてもらって、説明会等をさせてもういうようなことも説明してます。

後まあ、佐用チャンネル等でも、今度、動画の方でも考えております。

まあ、そういうことで、そういうのを流しながら見てもらうということもしております。まあ、そういう形で、是非こう、本当にこう、協力してもらわなくては、この分別はうまくいかないと思いますので、できる限り、言われる説明会には、必ず、そういうのを便宜図って、行きたいと思っております。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17番（平岡きぬ糸君） 集団資源ごみ収集というのを、まあPTAとか、いろいろまあ、やっておられますよね。で、町が、それに対して補助金を出すっていうのがあるんですけど、それは、この資源回収が進むとどうなるのかなと、ちょっと私は不安に思ったんですけど、そのへんは、どうなんでしょうか。

〔住民課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、住民課長。

住民課長（谷口行雄君） 何でもかんでも資源ごみステーションに出してもらうよりも、今、言われましたように、やはり集団回収。子ども会とかPTA、そこらの運動の活動資金に

なりますので、私の方も、置けるのであれば、年2回ほどの集団回収ですけれども、置いてもらって、アルミ缶とか新聞紙、ダンボール、そういうのは、そっちの方でしてもらった方が、活動資金になっていいんじゃないですかと。

ただ、家が狭くて出さなしょうがない人には、もう無理ですけども、できるだけ、私の方、町の方も、そういう形で、集団回収の方に勧めて、置いてもらったらいいんじゃないですかということを説明しております。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17番（平岡きぬ糸君） じゃあ、1問目について、職員の働き方については、先ほど、最初の答弁でいただいたんですかね。あのまあ、変わらないと。現行の職員でやっていくということで、説明だったのであれですけど、収集車とか、そういうのだったら、この現行職員でやるというのは、具体的にはもうちょっと、どうなんですか。焼却部門はなくなるわけですから、その現行でやるということについて、その新たな稼働に伴っては、働き方としては、どうなるのか、ちょっと伺います。

〔住民課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） 住民課長。

住民課長（谷口行雄君） 先ほども言いましたように、焼却部門はなくなります。

それで後、埋立の方の計量部門と収集部門が残るわけですけども、まあ現在、ごみ捨てられたら分かるように、計量の所には、小さな建物で2人おるんですけども、まああの、今度の場合は、そうじゃなしに、もうちょっと計量部門も充実させるように、あそこでもう、ああいう形で、1日中おるいうのも大変です。まあ、そういうことで、計量部門も、もう2、3人増やすというような形。

それから、分別になりますので、

〔町長「増やすって、そんなこと考えとらへんぞ」と呼ぶ〕

住民課長（谷口行雄君） いやいや、増やすっていうか、うちの職員の間で、今おる17人中で、焼却の部分の4人がなくなりますので、その4人の配置換えといたしまして、計量部門と。それと収集部門が、分別によりまして、今だったら、燃えるごみと燃えないごみのパッカー車2台とダンプが2台。4台、8人で回るんですけども、今度の場合は、それに合わせて、まだ、他にパッカー車がありますし、そういうことで、分別部門の方の人も、また、要るようになります。だから、今の現行の17人を、焼却部門がなくなっても、それを17人でうまく回すようにしていきたいと思う。

ただ、来年3月には1人、退職があったりして、まあ、そういうこともなってきますので。はい。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まああの、ちょっと大事なね、これからの職員の関係もありますのでね、私から、答弁させていただきますけども、現在の職員は、先ほど課長言いましたようにね、別にまあ、それぞれのまだ部門では、同じ体制でやっていかなきゃ。職員が勤務をするということです。

ただ、焼却部門等も、当然まあ、新しい施設ができるわけですから、そこでは、実際には、職員数を減にしなければならないわけです。ただ、もう職員においてもですね、ここ1、2年、ずっと定年退職という形での退職予定もございます。

それから、これから当然、そういう収集において分別収集になりますのでね、若干まあ、収集も人員が必要になってきます。そういう調整をしながら、現在の職員数よりかは、当然、その退職等の補充はしないという形で調整をしていきたいと思っております。その後、先ほど、答弁でも申し上げましたようにね、収集についても、将来的には民間委託できる所は、民間委託ができるように、このへんも将来的には検討していかなきゃいけない課題ではないかなというふうに思っております。

以上です。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17番（平岡きぬ糸君） では、2項目目の質問に移ります。

2項目目は、下徳久水路汚水問題について伺います。

下徳久水路の水が2年前の佐用水害後、非常に悪くなったという訴えが関係者からありました。

今年の夏には、防火用水の水はアオミドロのような物が発生し、泡立つ状況でした。一昨年の水害で出た汚濁土砂が、安岡建設用地に一時置かれていると聞いております。

その後、平成22年に西播磨県民局光都土木事務所が、安岡建設最終調整池計画を作成し、関係者、地元ですけれど、周知されています。至急、対策を取るべき状況であると、私は、判断しましたので、今回、町の見解を伺うものです。

その1つとして、水害で出た土砂が置かれていた状況など、その経過を明らかにしてください。

2、県民局が示し、住民に周知したという計画は、町は承知されておりますか。

3つ目、計画は、現在、どこまで完了していますか。その状況を聞かせてください。

4つ目、現在も汚濁水が流れている状況です。地元の関係者からは、いうのは、私に直接、声を上げられた方からですけれど、今も不安の声を聞いております。計画では、来年4月に、2カ年事業ということで完成することになっているとは聞いておるんですけども、汚濁水が流れないように、早急な解決を県に対して強く求めるべきではないか。この点、よろしくご回答をお願いします。

議長（矢内作夫君） はい、2点目、町長、答弁願います。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、2点目の、平岡議員からの下徳久の水利の汚水問題ということについてのご質問にお答えをさせていただきます。

最初に、水害で出た土砂が置かれている状況と経過についてということでございますが、2年半前の台風9号災害による河川の堆積土砂を除去するため、河川管理者の西播磨県民局光都土木事務所は処分地に、安岡建設等の碎石場を選択して、そこに搬入をされた経過がございます。

ご質問の、残土処分場から流れ出る雨水排水は、下流域の下徳久水路へ流れ、土砂の搬入後において、水質が非常に悪くなったとの苦情が県民局環境課に寄せられております。環境課は、業者に対して水質検査をするよう指導し、月1回の検査を実施しており、その結果については情報公開をされております。測定結果から、千種川の水質基準に比べて水素イオン濃度、pHが高いところがあり、プランクトンや藻の影響ではないかと思われまますので、水質汚濁の対策として、光都土木事務所として、環境課は、業者に対して、調整池の拡大を指導し、約2,000平米余りの調整池が計画をされ、来年4月に向けて現在工事が進行中でございますが、一部、調整池の設置によりまして、今は沈殿した上水が放流をされているというのが現状だというふうに聞いております。

今後の汚水の流出対策として、埋立土砂に対して植栽等で流出を防ぐ効果があり、雨水については調整池の維持管理を強化することで、藻の撤去をこまめに実施することにより、窒素・リンの発生を防ぎ、また、業者責任として下流域の巡回、水路の清掃に努め、地元の同意で防火用水になっております水門を一旦開き、溜まり水の入替えを行い、藻の発生を除去する作業も行われております。水質検査も定期的を実施するなど、環境課は業者に対して指導をされ、指示もされており、現時点では励行をされているというふうに聞いております。町も地元から、水質異常等があれば県と連携をしながら、指導等に対応していきたいというふうに考えているところでございます。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、2点目について、再質問、平岡君。

17番（平岡きぬ糸君） ご回答がありましたが、県民局は、月1回の水質調査を実施して、その結果も公表されているということなんですけれども、その中で、水素イオン、プランクトンが多いという、そこらへんの数値が、現実に出ているということなんです。その点、もう一度、その水質調査結果の内容について、お願いします。

それから、調整池なんですけれども、その設置はまあ、来年の4月に完成しますけれども、2カ年事業で、その1年分はまあ、完成していなければならない計画になってはいますが、それは、計画どおり進んでいるんでしょうか。現地、私も、ちょっと確認をしましたが、素人ですし、よくあれなので、担当者としては、把握されていたら、その点もお聞かせいただきたいと思っております。

議長（矢内作夫君） はい、住民課長が答えますか。

〔住民課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、住民課長。

住民課長（谷口行雄君） 水質検査の結果ですけれども、ここに1年間の物がございまして。まあ、だいたい、pH7というのが普通なんですけれども、だいたいまあ、8を超えたような状況で、

まあ、夏場が高かったり、としております。

まあ、話、環境課の話、聞きますと、まあ、夏場の藻の発生いうんですけども、窒素とかリンもありますけども、時々こう、ガス状に出てくる炭酸ガス、メタンガスじゃなしに、これは、光合成による酸素ガスということも聞いております。だから、臭いはないし、ただ、見た目がちょっと、ブクブクしておるんですけども、メタンガスでなしに、酸素ガスが発生しているというようなことを聞いております。そういうことで、若干、水素イオン濃度もアルカリ度が高くなっている状況と聞いております。

それから、調整池につきまして、私も現場を見させてもらいました。まあ、1年目と2年目でやるような予定で、向こうの業者さんとも話ししたんですけども、まあ、若干、遅れているということで、今のところは、調整池だけが、大きな物ができてますけれども、まあ、周りは、一応、調整池的な広さは取られていますけれども、まだまだ、もうちょっとできていないような状況で、見させてもらいました。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17番（平岡きぬ糸君） 比較には、ならないと思うんですけど、光都にあるごみ処理場の調整池なんかも、私は、議員として、議会として、その現場をね、見に行ったりした、そういうのを見ていますので、安岡建設、比較にならないんでしょうけど、あまりにも、見た、正直言うて、これでいいのかなと思ったんで、ちょっと、遅れているということでしょうけど、県がまあ、計画を立てて、そして、業者が責任を持ってやるということの計画なので、それが、ちゃんと計画どおり、予定どおり完了することをね、見届けて、排水対策を、ちゃんとして欲しいので、そこらへん、役場に最初に電話した時には、それは業者に聞いてくださいとか、県民局に聞いたたらどうですかということで、まあ、さらりと言われたので、そこらへん、町民の人から、心配の声を聞いて、私は、窓口である役場に対応を求めたんですけども、その時と比べると、まあ今は、県民局に言って、状況も聞いて、議会の場で報告もされておりますので、この計画が、そのきちんと予定どおり進むように、県に対しても引き続き進言して欲しいんですけど、その点、お願いします。

議長（矢内作夫君） はい、住民課長、答えますか。

〔住民課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、住民課長。

住民課長（谷口行雄君） まあ、今も言われましたように、2年の計画ということで、やられております。まあ、これは、土木さんが、多分、監督とか、そういう指導されると思います。

私も環境課の方で話ししまして、そういう設計書を貰っていました。まあ、業者さんも、来年の4月に向けて、やると、きちっとは、あまりこう、あれだったんですけど、まあ、やるような形でやられる。

まあ、私の方も、その、そういうことは、私は、公害問題で、ちょっと行ったものから、そういう土木系の指導もできなかったものですから、現場の図面だけ持って、現場見せて欲しいということで、業者さんの社長に見せてもろたということになっております。はい。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17番（平岡きぬ糸君） 課長の今の答弁だったら、ちょっと不安になるので、ちゃんと、責任を持って県に対して、やっている計画なんだから、最後まできちんとしてくれるように、業者に対して指導してくれということ伝えて欲しいんですが。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） この担当については、県の土木と、それから環境課が指導をしているわけです。ですから、当然ね、それをきちっと実施していただいて、その対策を講じていただく、まあ、このことについて、町が直接ではないんですけども、当然、県に対しても、まあ、そのようにしてくださいと。できてなければ、ちゃんとやってくださいということを、町としては、当然、県に伝えますし、要求もしていかなければなりません。

それはもう、今、お話しのように、町民の方、地域からの要望でもあり、また、地域の状況が、そういう状況なんですから、町としては、そういう地域の皆さん方からの状況、心配に対してですね、きちっと町としてできることというのは、そういう直接、業者の方に話をするのではなくって、それを直接、管理監督して、実際に責任を持っている県の方に責任を果たしていただくように言う、伝えることが、これは当然のことです。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17番（平岡きぬ糸君） 町長が言われた、その回答のように実施してくださいということを重ねて発言しまして、終わります。

議長（矢内作夫君） はい、以上で、平岡きぬ糸君の発言は終了しました。

ここでお諮りをいたします。暫時休憩をしたいというふうに思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めますので、ここで暫時休憩をいたします。再開を14時50分といたします。14時50分。

午後02時30分 休憩

午後02時50分 再開

議長（矢内作夫君） それでは、休憩を解きまして会議を続行します。最後になりますが、16番、鍋島裕文君の発言を許可します。鍋島君。

16 番（鍋島裕文君） 失礼します。16 番、日本共産党の鍋島です。

最後の質問になりました。もう暫くのご辛抱をよろしくお願いいたします。

私はまず、災害復旧河川改修工事での用地買収が、公正に行われているかという問題について質問いたします。

佐用川円光寺地内で兵庫県が行った用地買収について、町民の方から、次のような訴えが寄せられました。

その内容は、地権者には用地買収費が兵庫県から支払われているのに、用地買収と関係がない佐用町と地権者との間では、土地の無償譲渡契約が結ばれ、用地が町に寄附されているというものでありました。その町民の方の情報によると、兵庫県が買収したのは鉱泉地、温泉の出る地目の用地、鉱泉地 5 坪と雑種地 30 坪の合計 35 坪に 1,260 万円が支払われ、坪単価 36 万円にもなっている。隣接する雑種地 76 坪は、佐用町に無償で寄附されているとのことでありました。

もし、これが事実であるならば、温泉権が設定されている鉱泉地 5 坪は、特別の付加価値があるとしても、雑種地 30 坪合わせて坪単価 36 万円は、平成 23 年の兵庫県の公示地価で見ると、神戸市須磨区の住宅地、須磨区白川台 7 丁目 8 番地 5 が、坪 35 万 6,400 円で、円光寺の雑種地が、神戸市の住宅地よりも高く買収されたということになります。

そして、その上に、買収面積の 2 倍以上の隣接用地が、町に寄附されているという事実は、誰が考えても、正常、正当な用地買収とは言い難いものではないか。こう言わざるを得ないと思います。

仮にこれを、買収は兵庫県が行ったもので、問題があるとすれば、兵庫県の問題であり、佐用町は、寄附を受けただけと考えれば、町行政は無関係ということになります。

しかし、昨年からの買収計画を見ると、今回、町に寄附された雑種地を含む用地全体を、地権者に、役場建設課長が、実測面積で買収すると公文書で確約している事実。公文書とは、公務員が職務権限上作成した文書との定義からすれば公文書と言えますが、この事実は、町行政の関与を示すものであります。

これら一連のことが事実とすれば、単なる町と個人との無償契約問題で済まされる問題ではないというふうに考えざるを得ません。

公正な行政のために、町長は真相をつまびらかにして、町民に、情報を是非、公開していただきたい。かように考えるわけであります。

そこで伺います。勿論、この質問は、行政のあり方について質するのが主旨であります。答弁に当たっては、プライバシー保護のための配慮を、よろしくお願いいたします。

第 1 点目として、昨年 11 月 19 日付けで、地権者に対して、役場建設課長名で、回答書なる文書が出されています。

その 1、この回答書は、建設課長自身が、作成したものなのか。またこれは、公文書と言えるのか。

その 2、そうであれば、兵庫県の用地買収に対し、町役場が地権者に買収内容の確約をするのは、これはいかなるものか。越権行為ではないか。また、その違法性を問われることはないのか。

その 3、回答書では、鉱泉地及び雑種地について、実測面積で買収するものとするとして明記しています。この確約がされた時点では、今回、町に寄附された雑種地 76 坪は、この当時、分筆はされていません。いなかったため、買収されることになっていたはずではないのか。これを確かめるために、この確約された用地の地番と面積を明らかにされたい。

第2点目として、本年2月25日に、町と地権者との間で、源泉権と、温泉利用権ですね、と、雑種地の無償譲渡契約が結ばれています。

その1、なぜ、無償譲渡契約となったのか。この経過を明らかにされたい。

その2、無償譲渡ではあるが、町は源泉権と雑種地の時価をどうみているのか。時価という判断が難しければ、町が買収するとした場合の評価額で結構です。

その3、この寄附は、当然、特定寄附金となり、寄附金控除対象になるのか。

その4、回答書で、建設課長は、この無償譲渡契約で寄附された雑種地を、実測面積で買収する。このように確約していますが、この確約との関係では、どうなるのか。

以上、この場からの質問を終わらせていただきます。

議長（矢内作夫君） はい、1点目、答弁願います。町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、一般質問最後の、鍋島議員からのご質問にお答えをさせていただきますと思います。

河川改修用地買収の公正さを問うということでございますが、まあ、町としても、県としても公正に、この交渉に当たり、用地買収を行っているというふうに、まず、考えております。

ご承知のとおり、兵庫県においては、一昨年の災害を受け、上郡町大枝新から上流域の千種川・佐用川・大日山川・幕山川・江川川・庵川において約55キロに及ぶ河川改修事業に取り組んでいただいております。

このような中で、町においても1日も早い災害復興を成し遂げるべく、建設課内に河川復興事業推進室を設置し、県とともに事業推進に取り組んでいただいております。その中で、用地の買収交渉につきましても、地元町として、県に協力して、共に必要な交渉については、協力を行っております。お蔭様をもちまして、事業も順調に、概ね順調に進捗をしております。これも関係自治会は勿論のこと、関係地権者皆様のご協力とご理解の賜物と感謝をいたしております。

今回ご質問の回答書についてでございますが、平成22年度に兵庫県と佐用町との間で締結した公共用地取得事務委託契約に基づき、用地取得交渉の考え方を相手方に示したものでありますので、問題はないというふうに考えます。

次に、鉱泉地と雑種地の11月19日現在での面積についてでございますが、鉱泉地の面積は、16.23平方メートルで、雑種地の面積は507平方メートルであります。

次に、本年2月25日に町と地権者の間で源泉権と雑種地の無償譲渡契約が結ばれている。なぜ、無償譲渡契約となったのかとのご質問でございますが、兵庫県が行う河川改修事業に必要な土地の売買契約と同時に、地権者、相手方より、源泉権及び、それに付帯する土地について無償譲渡の申し出があり、町として譲り受けをしたものであり、その証として譲渡契約書を締結したものでございます。

また、時価については、無償にて譲り受けをしたものでありますので、算定はいたしておりません。

次に、寄付金控除についてでございますが、所得税法78条では、地方公共団体へ2,000円を超える金額を寄付した時には、特定寄付金となりますが、ご承知のとおり無償でございますので、その資産の取得費に相当する部分の金額だけが控除になると考えております。

次に、回答書の3の、雑種地の実測面積で買収するという関係はどうなるのかとご質問でございますが、あくまでも、河川改修事業に必要な土地の買収についての考え方を文書

にて表現をしたものでございますので、ご理解をいただきますように、お願いをいたします。

以上、この場での、この問題に対する答弁とさせていただきます。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、1点目、再質問、鍋島君。

16番（鍋島裕文君） じゃあ、再質問をさせていただきます。

まず、その前に、この質問の基本的なね、立場を明確にして、質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず、この災害復旧の河川改修工事、これが早期にね、完了するというのは、これはもう、被災町民に限らず、町民誰もの願いであります。そういう点からして、そのための用地買収についてね、例え、県の事業であっても、町が全面的に協力する。これは、当然のことだというふうに思うんですね。この点は、明確にしておきたい。

ただ、問題は、進捗させるために、早く済ませるために、不正なことや法に触れるようなこと、そんなことがあってはならないというのが、この質問の趣旨であること。この点を最初に明確にしておきたいというふうに思います。

それでは、回答書の関係から、再質問を行います。

ただ今の答弁で、建設課長が、作成された。これは、もう、明確に答弁されました。

それで、公文書なのかどうなのかということは、答弁がなかったんですけども、そういう結果からすれば、公文書だというふうに思います。

それで、再度確認したいのは、県と町との間でね、そういう契約を結ばれているから、例え、県の用地買収内容についてもね、これは、佐用町の建設課長名で、実測面積、それもA氏、地権者A氏の、まあ言われる提示額で、できるだけ買いますというような断言をね、するような文書が、果たしてこれは許されるのか。例え、契約されたとしてもね、当然、町の建設課長という立場であれば、これは、そのように県に要請しますとか、そういった内容でないかね、さも全権を町の建設課長が握って地権者と交渉できる。そこまでの権限はね、これは県は与えてないんじゃないかというのが1点あります。

仮に、それをやって、もしもできなかった時には、県は知りませんよということにもなるんじゃないかというようなことも心配あるんですけど、再度確認します。

建設課長として、県の用地買収について、地権者に明確に、それも実測。それから提示額、これでやりますというようなことができることは、越権行為や違法じゃないということを確認できるかどうか、その点を確認いたします。

〔建設課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、建設課長。

建設課長（上野耕作君） 先ほども、町長の方の答弁にもございましたとおりですね、まあ、この事業におきましては、県と公共用地の取得業務の委託ということの中でですね、県の担当者（聴取不能）と町とで、交渉に当たっていったということでございます。

で、当然あの、交渉には、いろいろとね、過程には、話がありますので、それについてですね、今回、回答書というような形の物を出させていただいたんですけども、やはり、私独断で出すわけにもいきません話なんで、県とも十分調整をした中でですね、こういう

ことで、私の名前で出したということでございます。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16 番（鍋島裕文君） まあ、県との協議があるから問題ないという立場ですね。じゃあ、それは、確認しておきます。

それで、その内容ですけども、昨年 11 月時点というのは、これ、ちょっとややこしいんやけど、結局、円光寺の 474 番地の 1 というのが、今回の問題なんですわ。474 番地の 2 というのは、わずか 5 坪の鉱泉地の問題なんですね。で、474 番地の 1 というのが、この昨年 11 月の、課長の、この回答書の段階ではね、507 平米ということで、町長、今、答弁ありました。で、その時点では、分筆されていません。474 番地の 1 が、そのまま、実測面積で買い取るというような内容とも読めるんですね。

それで、この回答書というのは、474 番地の 1、507 平米。実際は、これは、帳簿上の値ですから、実際は 350 平米ほどしかないんです。最後、分筆する時に実測してますからね。分筆したのが、今年 3 月 10 日ですから。まあ、そういう経過からしてもね、この帳簿上の 507 平米。これを実測面積で買い取るという約束に、これはなっておるんじゃないか。

もしも、それ、なっておるとしたら、町の 251 平米の無償譲渡というのはあり得ないんだが、この時の内容というのは、どうなんですか。

〔建設課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、建設課長。

建設課長（上野耕作君） あくまでもですね、実測面積というのは、ここだけに限らずですね、買収する土地についてはね、実測面積で行うということが基本でございますので、その考え方を文書で出したと。当然、ここに書いとう分については、買収面積でございます。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16 番（鍋島裕文君） だから、確認しますけども、昨年 11 月の回答書段階ではね、474 番地の 1 しかないんですね。この世には。474 番地の 5 というのはないんですよ。その時点では。474 番地の 1 を実測にて買い取るという内容。

それから、7 番目に、この回答書の 7 番目にはね、A 氏の提示の金額にて。A 氏の。地権者の提示の金額。これにて、買いますよという内容ですよ。最終協議させていただきますという内容はね。だったら、その時点では、474 番地 1 を実測にて買い取るという回答書であったわけですね。それも確認しますけど。

〔町長「違う。違う」と呼ぶ〕

16 番（鍋島裕文君） だったら言うて。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） あの、この段階でのですね、建設課長が確認書として、今までの中で、ずっと交渉してきたことを、ある程度まとめて、まあ、こういう方向で、だいたい承諾が得られるという内容を、県と協議をして、まあ、中で、回答書としてまとめたということですね。

その中でね、今、鍋島議員は、雑種地については、実測面積で買収するものとする。鉱泉地も。これも当然のことなんですね。今、課長言うように。

その中で、全筆を買収するわけじゃない。少なくとも、その、どこにおいてもですね、起業用地として必要な所を実測面積で買収をするというのが、これが原則なんです。そのことは、もう、ここに書かなくてもね、当たり前の話であって、ですから、この回答書の中でね、全部の面積を、全筆をですよ、実測で買収しますよと。買いますよということを書いているものではないということは、明らかであります。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16 番（鍋島裕文君） はい、あの、まあこれ、もう当然、当局が、そう言うんだったら、そういった内容とも読めるんですね。

だからまあ、これは、そういった内容というふうに、確認せざるを得ません。そういうことだったということだからね。

つまり、改修工事に、474 番地の 1 の必要な面積を実測にて買い取りますというふうに、今、町長、答弁があったんで、だったら、それは、そういうことで、確認します。

そういうことからすればね、結局、これ最終的には、分筆なんかして、474 番地の 1 と 5 に分筆してますから、5 の方の 99 平米と鉱泉地の 16 平米。これを兵庫県が買って、残った 474 番地の 1 の 251 平米を無償譲渡、受けたというふうに、今の答弁ではね、確認できます。

それで、伺いたいんですけども、この無償譲渡の関係でね、普通、地権者が、公共事業の買収を行う場合ね、普通の考え方とすれば、うちの土地がかかったと。で、少し三角地が残ると。できたら、その三角地も含めて、是非、買収して欲しいというような、話になるというのは普通ですね。まあ、これはよくあります。

今回でも、各地でよく聞きますね。まあ、これは、地権者として当然の意見だろうし、一方、事業側からすればね、やっぱり必要でない物を買収するわけにいけないという、そういう問題も出て来るというふうに思います。

それで、この点は、もう 1 回確認したいのは、当然のことながら、回答書を協議した段階では、分筆はされていませんけれども、その、たくさん残る方ですね、251 平米。これについても当然、地権者から、そういう要請があったんじゃないか。

先ほどの無償譲渡の経過は、地権者から無償譲渡の話があったから受けたという、その最終的な話は、そうなんだろうけども、そういう話は、一切なかったのかどうか。そのあたりを、課長に確認しておきたいんですが。

〔町長「はい。ちょっとこれも」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） まあ、この土地は、ご存知のようにですね、今回の河川改修の中で、堤防敷の中にあって、まあ、鉱泉地と同時に、この雑種地があったということで、この、県が、円光寺からの、ずっと河川改修事業の中で、堤防敷をですね、堤防の管理道を7メートルにずっと計画をしていただくということで、ただ、ここで、丁度まあ、その部分があって、これが買収できなければですね、そこがもう、そこだけが狭くなってしまって、通常の道路として、非常に大きな問題があるということが、最初に、当然まあ、分かっております。

それで、この交渉の中でね、当然、予測して、県としては、起業用地以外は買えないということですね。

まあ、その時に、町に対して、何とか、後、町で考えてもらうことはできませんかという話は、県からは、当然、あったわけですね。

で、私は、交渉担当の建設課、又は、今の、森下室長にもですね、協議の中で、指示は、どうしても、県の方に何とか、できるだけ考えてもらうようにと。ただ、最終的に県が、買収ができなくて、その土地が残って、その、道路が、そこで途切れるようなことになるんだったら、せっかくここまでの改修工事を考えてもらっているのに、それが、非常にもう、その効果がなくなるということで、これは、町としてもですね、腹を括って、町が負担を、その部分を買収するということもね、そういう要求があれば、もう仕方がない。そのへんのことは、建設課、担当者の方にも、私の方から指示をして、そういう腹づもりで交渉に当たれという話は、しております。実際にね。

まあ、しかし、最終的に、県の方の交渉の中で、まあ買収、その鉱泉地と、その起業用地として買われた、分筆をされた残りの部分について、これはもう、無償譲渡しますということ、申し出いただいたので、非常に、それはありがたいことだということで受けたということでもありますのでね、それは、少なくとも、こちらから、無償譲渡してくださいとか、何とか、こういう条件でしてくださいとか、そういう話をしたことは、一切もう、ございませんし、建設課担当者も、当然、そんなことは、建設課の担当者の権限では、できることでもございません。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16番（鍋島裕文君） 結局、実態が分からずともね、いろんな疑問や不信感が出るというのは、そのあたりなんですよ。

結局、99平米と、それと16平米をね、県が買収すると。で、地権者が、251平米についてはね、町の方は、町長、腹を括ってね、場合によっては、もう町が買収してもいいということを指示しておるのに、地権者は、いや、結構です。とにかく、これはもう寄附しますと。私は、もう99平米と、16平米だけ買っていただいたらいいということに、話としてはなるんですね。

これは、非常に不自然な話だというふうに、考えざるを得ないというふうに、思うんですよ。

普通は、こんな、そりゃまあ、地権者、いろんな人がおってやから、単純に言えないと

してもね、普通ではちょっと、考えにくい。

まあ、その点について、交渉した課長は、町長から、町が買収してもいいと言われていて、相手を言うておるのに、相手は、いいというような形でされたのか。

議長（矢内作夫君） 相手に、言うてれへんがな。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵道典章君） それは、今の段階で、私は、お話しをさせていただいておるんで、そんな交渉の話の中でね、事前に、私とかが買収しますよ言われれば、それは、当然、買収してくださいと言われておると思いますよ。

それは、最終的な交渉の中で、県の方に何とか、全て、まあ県の、その事業費の中で、解決をしてもらうように、まず交渉をなささいという指示。

しかし、最終的に、それが、なかなか難しい段階になれば、工事が遅れて、それができないような段階になれば、これは、まあ、そういうことも交渉の1つの条件として、考えざるを得ないじゃないかと。そのことについては、建設課長、または、担当室長にも、私の方から、事前に指示はしております。

そやけど、そのことをもって、交渉したわけじゃないんですから。

けども、今の段階、状況でね、まず、地権者の方から、厚意を持って、そういうことでさせていただいておるんですから、そんなことは、考えられないとかいうようなね、なんて言うたら、それは、寄附いただいたですね、地権者に対して、非常に失礼なことになるんじゃないんですか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16番（鍋島裕文君） あの、結局ね、最初に、話を明確にしましたようにね、奇特的な寄附行為に対してね、そのこと自体については、当然、町民としてね、これは感謝することです。

しかし、問題はね、盛んにここで質問しよんのは、形が奇特的な寄附行為だけど、実は、訳ありというようなことであってはならないということでの質問ということ、最初に断っているわけですけど、その点で、質問しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まあ、確かに、交渉の時に、買いますと匂わして、どうのこうのということは、あり得ない。それは、そうでしょう。

ただまあ、そのような、気持ちもあつたろうというふうに、場合によってはね、今、町長が、答弁されたというふうに伺います。

で、この問題のね、やっぱり大きな問題というのは、残念ながら、この町段階ではね、買収価格も明確になりません。先ほどの1,260万円で買ったというのは、関係者の証言情報ですから、実際、県の方に、そのことを、確認できたわけではありません。

勿論、県には問い合わせしましたよ。いくらだったかということで。それについては、ちょっと言えないということだったんでね。

これはもう、町役場しか、課長は、勿論知っておってやろうけども、分からない値段なんです。

まあ、その値段からしたらね、それは確かに、鉱泉地で、ポンプ庫やなどあったから、ポンプ室の撤去や何やら要っての、補償費なんかもあったらうけども、単純計算では、坪単価が、神戸市の須磨区の住宅地より高いと。まあ、単純計算ですよ。というようなことになれば、これは、どうなのかなという点が1点あるんですね。

それで、ちょっと確認したいのは、まあ、いろんな話がありました。この問題ではね。一部、町の方から、裏金的に回っているんじゃないかというような、そういった意見もあったんですね。まあ、それについては、議員協議会で、町長は、全面、これ、西岡議員でしたか、質問に全面否定されました。

それで、確認したいのはね、やっぱりあの、こういう買収について、実際はね、その買収費が支払われているけども、寄附という形でね、町が、処理したのではないかということなんですわ。

まあ、買収費は、県が買収した中にね、含まれていて、それで、474番地の1の、町の寄附についてはね、実際は、寄附という形になっておるけども、地権者には、相当の額が納められたんじゃないか。これはちょっと、私は、資料持ってないんで、県の金額、分からないんでね、確認できないんですけども、そういう点が、どうなのかということと。

それと、買収される面積よりも、余った分、251平米の方が、寄附された分が、非常に大きいと。2倍以上あるというようなことも、まあ、普通に考えたらどうなのか。まあ、このあたりの疑問が解決しないとね、なかなかその、純粹に、奇妙な寄附行為として、喜びにくいような点もあるんじゃないかというふうに思うんで、その2点ですね、そのような内容があるんじゃないか。

もしも、県の提示金額を当局がつかんであって、それから見ての判断で、答弁いただけたら、答弁していただいけませんか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） あの、その前提としてですね、その今、金額が、坪単価 30 何万とかというようなこと、お話しになってます。

まあ、私も、何か、1,260 万というような金額は聞きました。まあ、その買収面積から見ればね、そういう計算になるんでしょうけども、これは、その土地。その雑種地と鉱泉地、土地だけの価格ではないというふうに、私は思っています。

以前から、その地権者の方からもですね、私は、交渉過程の中での、ただ、聞いている、その報告ですけども、当然、ここにはですね、鉱泉地として、施設をつくり、これまでに、温泉をくみ上げるためのですね、パイプ等も設置、打ち込んであると。相当の費用もかけて、その設置してあるということも聞いておりますのでね、当然まあ、県の、私は、交渉については、一切タッチしておりませんし、最終的に、どういうお話がされて、どういう合意の下に、いくら払われたかは、知りませんが、少なくとも、その土地だけのね、単価で、いくらということではない。鉱泉地というものがあるということを中心に、お話しをいただきたいというふうに、まず、思います。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16 番（鍋島裕文君） ああ、課長、答弁。ええか。ええの。

議長（矢内作夫君） 建設課長、ありますか。何か。よろしいか。

町長（庵途典章君） だから、その、私とかが、今、もう1つあれですか。その町が、別の予算とか、裏、そういう物で払ったかどうかという。

〔鍋島君「(聴取不能)」と呼ぶ〕

町長（庵途典章君） それはもう、初めから明確にですね、一切ないということは、明確にしておるんですから、改めて、お話しをする必要はないと思います。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16 番（鍋島裕文君） いや、そんなこと聞いておるんじゃない。
課長が、何かあるのかなと思って、今、答弁待っておったんやけど。

〔建設課長「(聴取不能)」と呼ぶ〕

16 番（鍋島裕文君） ええんやな。そんなこと、町長、聞いてないで。

まあ、それは、全員協議会で答弁した内容ですから、それはそれで、いいんですけども。

それでね、もう1点、最後聞いておきたいのは、昨日ね、県土木河川復興室用地対策課ですか、職員の出水さんに、ちょっと話、聞いてみたんですわ。

で、その内容はね、今の、県が買収した番地というのは、今言った、474の2の鉱泉地16平米と、474の、分筆した5の99平米。これが県が買収したということになっておるんですね。これ、なっておるんです。

それで、これについて、実際は、474の5じゃないですかということで、雑種地については、確認したら、いや、474の5なんていうのは、買収もしてないし、そんな予定、今後、予定もないと。県が、買収したのは、474番地の2と、474番地の1だということを、昨日言われました。

実際は、474番地の1は、町に寄附。474番地の5が、県が買収というのが、これが最終的な登記上の動きなんですけども。

まあその、474番地の1しか買収していないというふうに、河川復興室の出水さん言われておるんですけども、これは、どうなんです、その、出水さんの勘違いというふうに見るべきなのか。そのあたり、これは、課長にお伺いしたいんですけど。

〔建設課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、建設課長。

建設課長（上野耕作君） あの、登記簿謄本の中を見ますと、間違いなくですね、474の5を

兵庫県が買収されておるんです。はい。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16番（鍋島裕文君） でね、登記上は、もう、474の5が、県が買収して、国土交通省になっておるんですよ。登記名がね。

それで、これ、1つあると思う。問題が1つあるというのがね、結局、なぜ、そんなことを出水さん言われるかなと思って、1つの推論でもあるんだけども、これを県が買収したのは、今年の2月24日なんですね。2月24日なんです。

で、それは、2月24日というのは、当然のことながら、これ、22年度の事業ということで、言われますわ。当たり前ですね。

で、このポイントは、2月24日と3月10日というふうに、2つあると思うんです。

で、2月24日は、何の日か言いますと、結局、県が、474番地の1の99平米を買収した日。それから、474番地の1の。474番地の1の251平米をA氏が町に寄附を申し出た日。それが2月の24日なんですね。ですから、町の譲渡契約も、474番地の1の一部である251平米というふうになっておるんです。

それは、3月10日が分筆した日ですから、その時点では、勿論、474の5というのは、あり得なかったんですね。という経過からしたらね、それは、県としては474の1の一部を買ったというふうに、ところから、そういったことを出水さん言われるのかなというふうに、ちょっとまあ、私は、解釈をしてみて、それで自然な流れになったんです。

それだったら、こんな問題が出てきたんですね。普通、そういう担当者というのは、今、課長が言ったように、474番地に分筆して、登記すればですね、これはもう、国土交通省になっておるといふようなことなんかは、これは、例え、今年の2月の事務であっても覚えています。それを、知られないということになれば、まあ、1つの、これ、確認ですけども、町が、474番地の1、251平米を、寄附行為として登記する時に、474番地の5も、県の登記として、町が行ったのではないかと。で、それで、その、町の、その事務費も、町が支出したんじゃないかというのが、ちょっと疑いとしてね、出るわけでありましてけども、474番地の5の県の登記というのは、その日、同じ登記事務として、町がやっていませんか。費用も、そこから出ていませんか。これは、ちょっと、確認だけしておきます。

〔建設課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、建設課長。

建設課長（上野耕作君） あくまでもですね、寄附でいただいた土地の、分筆が終わった後ですね、いただいた土地を、町の費用でもって、所有権移転させていただいてます。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16番（鍋島裕文君） いや、だから、一言、474番地の5の県の登記は、町が、一切やっておりませんかとかという答弁が欲しいんですけど。

〔建設課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、建設課長。

建設課長（上野耕作君） やっておりません。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16 番（鍋島裕文君） じゃあまあ、あの、そういうことで、1 番の問題、質問を終わり、2 つ目に入らせていただきます。

次に、公共施設の有効活用と利用促進を求めて質問します。

町内各施設の有効活用と利用促進をいかに高めていくかは、本町の重要課題の 1 つであります。今回は、笹ヶ丘荘などの観光施設について、他の施設とは同列に扱えない内容がありますので、省かせていただき質問いたします。

第 1 点目として、各施設の有効活用と利用促進での基本的な点について伺います。

その 1、各支所の施設の有効活用と支所機能の充実についての見解を伺います。

その 2、社会教育・福祉各施設の有効活用と利用促進について伺います。

その 3、合併後 6 年が経過しており、アンケートの実施などで町民の意見を反映した活用方針を策定してはどうか。

第 2 点目として、施設の町民の利用をいかに高めていくかについて提案し質問いたします。

その 1、各施設使用料の軽減や免除条例はあります。問題は、それが有効に活用されているかどうかというふうに思います。利用率を上げるため、平成 19 年 12 月の条例改正前までは施設利用が無料であった町民のサークル活動が、減額措置はあるものの有料となった経過があります。まず、無料を復活してサークル活動を支援してはどうか。

その 2、体育協会や文化協会などの構成団体やサークルの施設使用は、原則無料にしてはどうか。

その 3、22 年度決算で見ると、使用料収入総額約 2 億円の内、社会教育施設使用料総額は 440 万円ほどで、その 8 割近くは文化情報センター使用料収入であります。使用料収入はわずかであるのが現実です。この現実からして、町民の活用が少なくても、わずかな収入があった方が良く見えるか、それとも、収入はなくとも、町民の活発な活用を進める方が、費用対効果は高いと考えるか。この基本的な選択判断があるというふうに思います。町長の見解をお願いいたします。

議長（矢内作夫君） はい。2 問目、町長、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、最後の、鍋島議員からのご質問、公共施設の有効活用と利用促進をということについてでございます。

まず、各支所は、支所施設の有効活用と利用促進とともに支所機能の充実についてということでございますが、現在、例えば、各支所におきまして、上月支所におきましては、

空きスペースを利用して、財団法人兵庫県まちづくり技術センターに使っていただいておりますし、また、三日月支所では佐用郡森林組合と姫路ケーブルテレビ株式会社に事務所として場所を提供するなど活用をいたしております。支所機能につきましては、現在、各支所に地域振興室を配置し、地域住民の皆様への各種窓口業務やまちづくりセンター、地域づくりセンターの運営・支援、地域自治活動の支援、地域の文化活動や体育活動の支援などを行っておりますが、今後は、町全体の均衡ある行政施策の推進のため、支所は窓口業務に重点を置いた体制にもってゆく所存でございます。

次に、社会教育・福祉各施設の有効活用とともに利用促進ということでございますが、教育施設としての文化会館及び文化センター等につきましては、地域性を活かした各文化サークル等の活動の場として従前どおり、それぞれご利用いただいております。

また、社会体育施設につきましても、各種スポーツ大会等の場、あるいはスポーツ団体の活動の拠点として活用をいただいております。

福祉施設といたしましては、平福地域福祉センターや久崎老人福祉センター、南光地域福祉センター、ふれあいの里三日月などは、福祉活動の拠点施設として、社会福祉協議会を中心として、福祉の増進及び福祉の高揚及び健康づくりの場として、それぞれ活用をいただいております。

また、高年クラブやボランティアグループなどの団体の他にも、会議や趣味、サークル活動の場として幅広く地域住民の方に利用をいただいております。今後も利用者のニーズに合わせ環境整備に努めてまいりたいと考えております。

次に、施設の利用促進に関してのご質問でございますが、施設の利用促進の観点から使用料と減免の取り扱いなど、どのように考えるかという点についてのご質問にお答えをさせていただきます。

まず初めに、施設の利用料金の設定についてでございますが、施設を利用される方の公平を図り、類似施設の使用料をできるだけ統一するため、佐用町受益者負担の適正化及び類似施設の使用料の均衡を図るため、関係条例の整備に関する条例を平成 19 年 12 月議会でご承認をいただき、翌平成 20 年 4 月から適用をいたしております。

その際の見直しでは、公共の福祉の観点から、町民の皆様が利用しやすい安い料金設定ということの基本にして、それと合わせて、利用時間帯も細分化すると共に、施設を利用する人と利用しない人の負担の公平性を確保するために、施設の維持管理経費の一部を受益者負担していただくことを基本に行っております。

続きまして、使用料減免の取り扱いについてでございますが、受益者負担の適正化を図りつつ、その上で、公益性・公共性の高い活動をする団体や体育協会・文化協会などの構成団体等へは、その活動を支援するために、佐用町公の施設等の使用料減免取扱規則を定めて運用しているところでございます。

平成 20 年の条例改正前まで無料であった団体にもこの点をご理解をいただき、使用料金減免団体として登録をいただき、活動内容・活動範囲等により、減額や免除の適用を行っております。

今後は、子育て支援施策の一環として、子どもたちの学習、また、文化、スポーツ活動については減免を拡充していく方向で検討し、各団体と調整するよう関係課に指示をいたしておりますけれども、施設を利用する人と利用しない人の負担の公平性からも、受益者負担の考え方を基本として、施設の維持管理に要する経費の一部は利用者から納付される使用料で賄うべきだというふうと考えております。

使用料収入と費用対効果に関するお尋ねでございますが、確かにご指摘のとおり、使用料の減免適用を拡大すれば使用料収入は減少いたしますが、一方で利用率・利用者の増加は期待ができるか分かりませんが、しかしながら、施設を利用する人と利用しない

人、また、利用者間の不公平がより拡大することも事実あると思います。

町民全体の公平、平等性を維持していく点からも、減免基準を明確にして、施設をより活発にご利用いただく、有効活用していただくよう適切に運用していくことが肝要だというふうに考えております。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、2問目、再質問、鍋島君。

16番（鍋島裕文君） まず、施設の有効活用の件について、再質問いたします。

まあ、この中に出ている支所機能の充実も触れているんですが、その答弁がありました。よく町民の方から出される声はね、支所に行って、本当にこう、寂しいと。今、原発事故以来、節電問題もあったりしたりして、非常に暗く感じるとかね、段々、支所もなくなっていくんじゃないかというような、そういう声をよく聞かれます。

それで、合併時点でね、この支所は、どういう扱いであったかということ、合併後、6年、経過してますのでね、再度こう、確認して、支所のあり方をやっぱり、もっと議論する必要があるんじゃないかというふうに思いますので、この点について、再質問、行います。

まあ、合併時点の、合併協定書ではね、結局まあ、事務機構及び組織体制の整備方針という中に、現有する各町役場を有効活用するものというような大きな最初の文の中でね、1から6ほどあって、その中の4番目に、各種の行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織機構とするというようなのが、合併協定書の中にね、謳われています。で、この点でね、今の支所はどうかというふうに思うんですね。

確かに、合併時点から、全て現地解決型の支所ということは、なかなか打ち出せなかったけれども、それでも、できるだけ、そういった不便のないようにね、迅速な対応を、何も、窓口業務だけじゃなくてね、そういったことに対応するというのが、協定に謳われたというふうに思うんです。

そういうことからすれば、現在、平成22年度に今の組織の再編統合行われました。確かに、企画防災課が新設されたという面がありますけども、まあ、財政課を総務課に統合するとか、いろんなことがされました。まあ、行政の効率上、一概に悪いということじゃないんですけども、ただその、支所についてはね、地域振興課と総合窓口課が、1本にまとめて、それも地域振興室という形にされた。これは縮小ですね。というような再編がされたわけでありませう。

で、その、こういう取り組みがね、やっぱり迅速に対応するというような、そういう行政全般についてのね、対応が、できにくくなっておるんじゃないかというふうに思うんですね。そういうところから、なかなか支所に、そういった、行ってもなかなか解決しないので、もう、本庁に行かざるを得ないというようなことも、当然、出るんじゃないかというふうに思います。

それで、これでまず2点お伺いします。

合併時の、支所の、いわゆる地域振興課と総合窓口課の職員数、それから、まあ現在、上月なんかは、上下水道課は除いて、いわゆる支所機能としての地域振興室ですけども、だいたい各支所6、7人ですね。支所長を除いて。というような状況になってますけども、全体として、何人が、現在、何人になっておるのかということ。

それから、2点目に、町長に伺いたいのは、合併協定書から見てね、窓口業務に専念し

ていくというような方針、今、言われたけども、おっとどこっこい、合併協定書には、行政全般についての迅速対応というようなことを、謳っているわけだから、そのあたりは、合併協定から見たらどうなのか、この2点を伺います。

議長（矢内作夫君） はい、誰が答えますか。総務課長。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） 合併直後の職員数、支所の地域振興室並びに総合窓口課の人数と、それから現在の人数ということでのお尋ねですけども、手元の方には、ちょっと、その人数の分かる物を持ってませんが、確かに、議員おっしゃるとおり、年々、その組織改正によりまして、人数は減少しております。

特に、地域振興室につきましては、私の記憶の中では、3名ないし4名、削減していると思います。はい。

議長（矢内作夫君） 後1点。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 既に合併から6年余りが経過をいたしました。合併時点で、いろんなことを心配したり、いろんなことを考えて、その合併後の計画というものも策定をした中で、合併したところで、そのことについては、今、お話しのとおりです。

ただまあ、合併後ですね、やって、実際に、この年々、そういう状況をやっぱり検証もしていかなきゃいけないと。当然、支所機能についても、地域の、それぞれの旧町の町民の方もですね、合併当初から、その支所を利用される状況というのは、支所機能を縮小したから少なくなったというふうに言われますけれども、その実際に、支所機能を縮小をしても、その業務ができるようなですね、実際には、利用が、先行してあります。

まあ、佐用町の場合ですね、三日月はちょっと、遠いことになるんですけども、上月にしても南光にしても、それぞれ支所、距離的にも時間的にも10分以内。もっと早く行き来ができておりますし、やはり町民の皆さんも、やはり時間が経ってくればですね、ほとんど、どこにおいても、どこでも用が足せますし、いろんな所用、役場での用事ができますので、やはり支所を使わずに、この本庁といわれる所で、実際には、窓口でですね、窓口業務においてもね、そういう、今、町民の皆さんのご利用の仕方というのが、当然、変わってきております。

で、やはり支所においても、迅速、少なくとも迅速且つ的確にということ、今、言われました。

まあ、あの、そういう意味でもですね、担当課、いろんな細分した、いろんな分野で仕事をしております。特に、まちづくり、防災、企画防災のですね、まちづくり担当においてもですね、支所で、それぞれの地域の地域づくり協議会等の担当もさせておりますけども、それだけではなくて、本庁の方の担当課の方と一体となって、実際には進めていくということも非常に多いわけです。

ですからまあ、そういう意味で、支所機能というのは、そのまた、そのあり方というのはね、その今の実態に合わせて考えていく。また、それは、そういう、考えて、また、それに合わせた体制にしていくということが、これは当然必要だというふうに思っております。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16 番（鍋島裕文君） まあ、窓口業務はもう、大事な事業なんでね、大事な内容なんで、当然それは強化するという形で、支所機能を発揮するというのは大事なんですが、やっぱり、それだけじゃなくてね、合併協定では、各種の行政課題、つまり行政全般についてね、町民が支所で、相談もできるし、対応できると。最終的には、本庁での決裁がいるかもしれないけれども、その点がね、この間の取り組みの中で弱くなっておるんじゃないかと。

もう、どうしても、窓口業務は何とかやってもらえるけども、そういった道路の問題や何やら、いろんな苦情なんかがね、なかなか支所ではもう通りにくくなっている。そういう実態になってきておるんじゃないかというふうに思うんです。

それで、やっぱり、この合併協定書というのは、やっぱり大事な内容なんでね。そういったことにも対応するということは、やっぱり是非、配慮していただきたい。そのためには、一定の職員がいるのは、当たり前ですから、そのあたりも、是非検討していただきたいと思います。

で、まあ、これはちょっと答弁いただきたいんですけども、ちょっと次の利用の関係で確認しておきたいんですが。1点は、これ、22年度決算の中で議論した内容なんだけど、利用促進のために、やっぱり使用料の免除というのは、いかに大事な話なんです。この22年度決算の委員会の中で、江川文化センター使用料が、決算の中では、回数が266回使って、4,827人が利用されたと。使用料総額が4,400円と。で、片や、幕山の地区センター使用料は、126回使って1,761人。それが1万7,500円。久崎センター使用料は、155回使って3,377人で、9万5,550円。簡単に言ったら、江川1つで、幕山と久崎の使用回数、使用数ですね、を、同等、ほぼ同じレベルだと。で、使用料は、もうはるかに桁違いな使用料というのが、この決算の内容でありました。

それで、伺いたいのは、1つは、当然のことながら、江川では、ほとんど免除ということになっていると思います。使用についてはね、4,400円ですから。これは、当然、条例上の、町長の、判断すれば免除できるという、あの規定でやっておられるのかという1点。

それから、2点目に、この事実はね、やっぱり、使用料というものが、やっぱり使用回数や何やら、町民の使いやすさ、そういったことの1つのネックとして出ている数字じゃないかというふうに思うんですね。だから、先ほど、町長も活発に使っていただく必要があるということを言われている。そして、公平性の点から言われたけれども、江川では、もうほとんど免除という形でやっておられるわけで、是非これをね、他の施設にも広げていただきたいというふうに思います。これが2点目。

時間がないので、もう1点。それから、後、体育協会や何やらのことについては、免除の拡充を検討していくということでもありますけれども、例えば、よく言われるのが、体協の子どもの関係ね、わりといろんな、やってますけども、サークル。あれについては、免除は、決まった施設だけというような問題があるみたいですがけれども、あれを、基本的にはもう、全て免除というようなことで拡充すべきじゃないかと。この3点、お願いいたします。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） 1点目の、地域づくり協議会の江川につきましては、文化活動も地域づくり協議会の活動ということで位置づけられておりますので、町長の配慮というよりも、条例そのもので、地域づくり協議会の使用料については、免除するという規定であります。まあ、それを適用しているということです。はい。

議長（矢内作夫君） 2点目。

〔鍋島君「2点目。いや、活発に使ってあってやから、ええということやで。幕山と久崎に匹敵する。ええことなんやけども。その答弁」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） 無料にする方が、活発に使えるんじゃないかい。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） まあ、使用料の、低く、この条例そのものの中でも、そういった面に配慮して、使用料そのものも低く設定はさせていただいております。全体の使用料につきましても、本当に佐用町の施設につきましては、時間も区分も、それから単価も、非常に低位の中でさせていただいているという中で、まあ、答弁の中で、若干、その使用料が、その使用と、使用者と、影響する部分もあるかもしれないという答弁はしてましますけども、議員がこう、危惧されるような、例えば、使用料を全廃すれば、活動が活発になるとか、そういう短絡的な問題ではないというふうに思います。はい。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 子どものですね、いろんなスポーツ活動や文化活動、これは本当に指導者の方がですね、ボランティアで指導をいただいております。今、学校の状態もですね、学校でなかなか、そういうことができない中でね、そういう活動について、私は、基本的に、子育て施設の利用については、無料。当然もう無料で行うように考えてするように、まあ、そういうことにしなさいという指示はしております。

ただ、やっぱり拠点施設というね、考え方。これは体育協会全体の中ですね、やはり何箇所もこう、押さえて、他の人達が使えないとか、必要な利用に支障があるというようなことが、やっぱり、あるらしいですね。ですから、その、やはり、そういう形で活動しているんだから、拠点施設というんか、そこが主に、ここを使いますよという所はね、これはやっぱり、当然、その、利用者の、お互いのやっぱり約束事みたいな形になって、逆に全体が利用しやすくするわけですから、そのことは必要ではないかなというふうに思っております。以上。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16 番（鍋島裕文君） まああの、2分ありますので、先ほどのね、使用料は短絡的にどうのこのじゃないんですね。使用料を、そのようにして欲しいという声がね、いろんなサークルからも出ておるんですよ。私も聞いておるんですね。だったら、それは使いやすくなるということですから、これはね、使用料問題は、是非、突っ込んだね、検討していただきたい。

それから町長、もう1回確認しますけども、拠点施設は、当然いいんです。ただし、その、場合によってね、他の施設も使わなきゃいけない時には、当然、勿論、いろんな調整はしなきゃいけないけど、免除を原則とすると。拠点施設以外で、必要にかられて使う場合も。子ども会の話ですよ。それは、必要じゃないかというふうに思うんですけど、その2点、いかがでしょう。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） まあ、そういうね、私だけではない。体協等なんかでも、いろいろと協議をされているそうなので、そういう方向で、何が課題があるのか、何が問題あるのか、そこらをちゃんと整理してから進めてくださいということを指示しておりますのでね。はい。

16 番（鍋島裕文君） はい、これで終わります。

議長（矢内作夫君） 以上で、鍋島裕文君の発言は終わりました。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） ちょっと待ってな。

続いて、井上議員から、昨日の一般質問の発言の内容について、取り消しの申し出が提出されておりますので。どうぞ。

7 番（井上洋文君） ありがとうございます。

多重債務問題ですね、ちょっと取り消したいんで、よろしく願いいたします。場所はですね、

と、その条を取り消しいたします。

議長（矢内作夫君） 内容はまあ、全文じゃなかったんですけども、先ほど言われたこととあります。まあ、取り消すことについては、議長の権限ということになっておるそうとありますので、許可いたします。それで、ご理解をいただきたいというふうに思います。

これにて通告によります一般質問は、終了いたしました。

これにて本日の日程は終了したいと思います、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めますので、これにて本日の日程は終了いたします。

次の本会議は、12月15日、木曜日、午前9時30分より再開をいたします。

本日は、これにて散会をいたします。ご苦労さんでした。

午後03時50分 散会
